

## 横浜みどりアップ計画[2024-2028]（案）について

横浜みどりアップ計画は、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための5か年計画です。平成21年度から横浜みどり税を財源の一部に活用し、樹林地の指定・買取りや水田の保全、地域緑のまちづくりなど、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を進めてきました。本年度は、3期目となる現行計画の最終年度となります。

令和6年度以降の緑の取組である横浜みどりアップ計画[2024-2028]（案）について報告します。

### 1 これまでの経緯

令和4年9月	第3回市会定例会常任委員会 ○ 横浜みどりアップ計画[2019-2023] の2021年度までの3か年の事業・取組の評価・検証を報告 ○ 「これから緑の取組」の検討の方向性を報告
令和4年12月	第4回市会定例会常任委員会 「これから緑の取組[2024-2028]（素案）」を報告
令和4年12月～令和5年1月	「これから緑の取組[2024-2028]（素案）」に対する市民意見募集を実施
令和5年9月	第3回市会定例会常任委員会 ○ 横浜みどりアップ計画[2019-2023] の2022年度までの4か年の事業・取組の評価・検証を報告 ○ 「これから緑の取組[2024-2028]（原案）」を報告
令和5年10月	横浜市税制調査会から、 「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱い」について答申
令和5年11月	常任委員会 ○ 横浜市税制調査会答申を報告

### 2 横浜みどりアップ計画[2024-2028]（案）について

別紙1

#### <参考資料>

市第48号議案 横浜みどり税条例の一部改正について（政策・総務・財政委員会資料）

(案)

# —横浜— みどりアップ計画

[ 2024-2028 ]



街の縁が

暮らしを豊かにする。



# 暮らしのなかで、 ふと気づけば緑があるということ。

毎日の生活を豊かに、そして未来を担う子どもたちに、  
横浜の豊かな緑をつなげていくため  
市民の皆様とともに「横浜みどりアップ計画」を進めています。



## CONTENTS

<b>第1章 横浜の緑の取組と方向性</b>	4
1. 緑がもつ多様な役割と機能	5
2. 横浜市の緑の取組	7
3. 横浜みどりアップ計画の主な実績	9
4. 横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿	13
5. 横浜みどりアップ計画[2024-2028]の方向性	15
 <b>第2章 横浜みどりアップ計画[2024-2028]</b>	16
1. 計画の方針	17
2. 計画の体系	18
3. 計画の内容	19
4. 取組の事業費一覧	51
5. 計画を進めるための財源について	53
 <b>資料編</b>	56
1. 横浜の緑に関する市民及び 土地所有者意識調査の結果(概要)	57
2. これからの緑の取組[2024-2028](素案)に対する 市民意見募集の結果(概要)	58
3. 横浜みどりアップ計画市民推進会議	59
4. 横浜市税制調査会からの答申について	62
5. データ集	66





# 第1章

## 横浜の緑の取組と 方向性

## 1. 緑がもつ多様な役割と機能

# 緑とともにある横浜の暮らし

横浜の中心市街地から少し郊外へ行くと、そこには多様な生き物が暮らす豊かな森や、水田や畠地が広がる美しい農景観が保全され、緑が街を包みこんでいます。街なかに目を向けると、季節の移り変わりを感じさせてくれる樹々や花が美しく彩られ、うるおいと賑わい、街並みに風格をもたらしています。横浜には、これまで市民とともに守り、つくり、育んできたかけがえのない緑が、暮らしの身近な場所にあります。身近な緑にふれ、関わることで、誰もが緑の豊かさを感じることができます。市内に40か所以上ある市民の森は、散策や森を育む活動ができる自然を感じ、楽しめる憩いの場となっています。また、地域で行われるマルシェで市内でとれる新鮮な野菜を買う、農園で土にふれることを通して、身近にある横浜の農の大切さや魅力を感じることができます。さらに、住宅街や商店街など街なかで緑や花をつくり、育む活動は、美しい街並みや、自分の住む街への愛着を生み人と人との結び、地域の絆を深めることに

つながっています。

日々のふとした瞬間に、窓から見える樹々や身近な場所の草花に気付き、ひと時でも安らぎを感じれば、すでに緑の恩恵を受けているのかもしれません。心のオアシスとなる緑が暮らしの中に編み込まれることで、横浜らしい風景がつくられていきます。



## 暮らしを支え、 豊かにする緑の存在

緑は、都市環境を形成する主要な要素です。暮らしに潤いを与えるだけでなく、防災・減災に資する機能をはじめとしたグリーンインフラ(※1)としての多様な機能を有しています。そして、これらの機能が発揮されることで、地球温暖化対策やSDGs(※2)の達成に寄与し、ネイチャーポジティブ(※3)の実現にもつながっていきます。



※1 グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。※2 SDGs(持続可能な開発目標)：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成。※3 ネイチャーポジティブ：「生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる」ことを意味し、2022年のCOP15において設定された新たな国際目標で、その方向性が明確になっている。

# 緑の多様な機能



## コミュニティ形成機能

地域内外の市民の活動の場として機能し、地域コミュニティの強化に寄与。



## 街の魅力向上・賑わい創出機能

都市の魅力的な緑や花により、賑わいの創出や不動産価値向上など、都市全体の魅力向上に寄与。



## 環境教育機能

自然とのふれあいを楽しみながら、その大切さに気付き、守り育てる行動につながる環境教育の場としての機能。



## 防災・減災機能

雨水のピーク流出量を抑制し浸水被害を軽減。オープンスペースとして避難場所や火災延焼防止の機能。



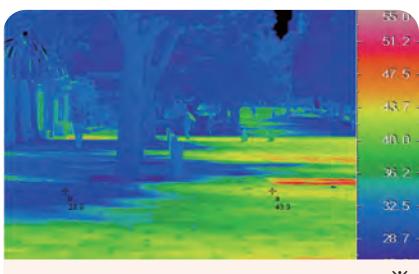
## レクリエーション・健康増進・癒し機能

散策や農体験など多様なレクリエーション利用を通じた市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場としての機能。



## 景観形成機能

快適で美しく潤いのある都市景観や自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観の形成に寄与。



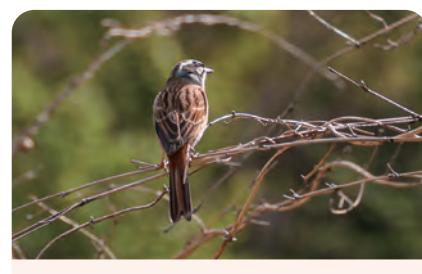
## 環境保全機能

ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、騒音防止、防塵等の効果で、都市の環境を改善し、市民の生活環境を保全。



## 貯留・涵養機能

樹林地や農地などの緑は、雨を大地にしみこませ、蓄えることで、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水緩和などに寄与。



## 生物多様性保全機能

樹林地や農地が、健全に保たれ、まとまりやつながりを持つことで、生物多様性を保全。

※ グランモール公園での熱環境調査の写真。  
赤いほど表面温度が高く、青いほど低い。

## 2.横浜市の緑の取組

# 横浜市水と緑の基本計画



「横浜市水と緑の基本計画」は、横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるための総合的な長期計画として、2006(平成18)年に策定されました。2016(平成28)年の改定では、水・緑環境と市民生活との関わりの広がりに着目し、「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」を目標像に掲げています。この目標像を実現するため、「流域ごとの水・緑環境をつくり・高めます」「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」「水と緑の環境を市民とともにつくり・育て・楽しみます」の3つを推進計画とし、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」では、郊外部のまとまりのある樹林地や農地などの緑を「緑の10大拠点」として位置付け、優先的に保全・活用し、次世代に継承するとともに、農によるまちの魅力づくりや、水と緑による都心臨海部の魅力づくりを推進しています。

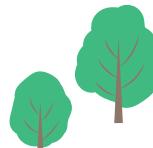


図：水と緑の基本計画の目標像



図：緑の10大拠点

## 横浜みどりアップ計画



「横浜みどりアップ計画」は、「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定された、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための5か年の計画です。2009(平成21)年度からは「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、推進しています。

2期目となる2014(平成26)年度からは、計画の理念に「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を掲げ、「柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む」「柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」「柱3 市民が実感できる緑をつくる」という3つの柱に加え「効果的な広報の展開」に取り組んでいます。

# 横浜みどりアップ計画[2024-2028]

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。また、計画期間中の社会の変化にも対応しながら、取組の成果を市民の「実感」につなげていくことが求められています。そこで、市では、これまでの取組の成果や課題、市民・土地所有者意識調査の結果などを踏まえ、2024(令和6)年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案をとりまとめました。この素案に対し、広くご意見をいただき、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」として本冊子をとりまとめました。

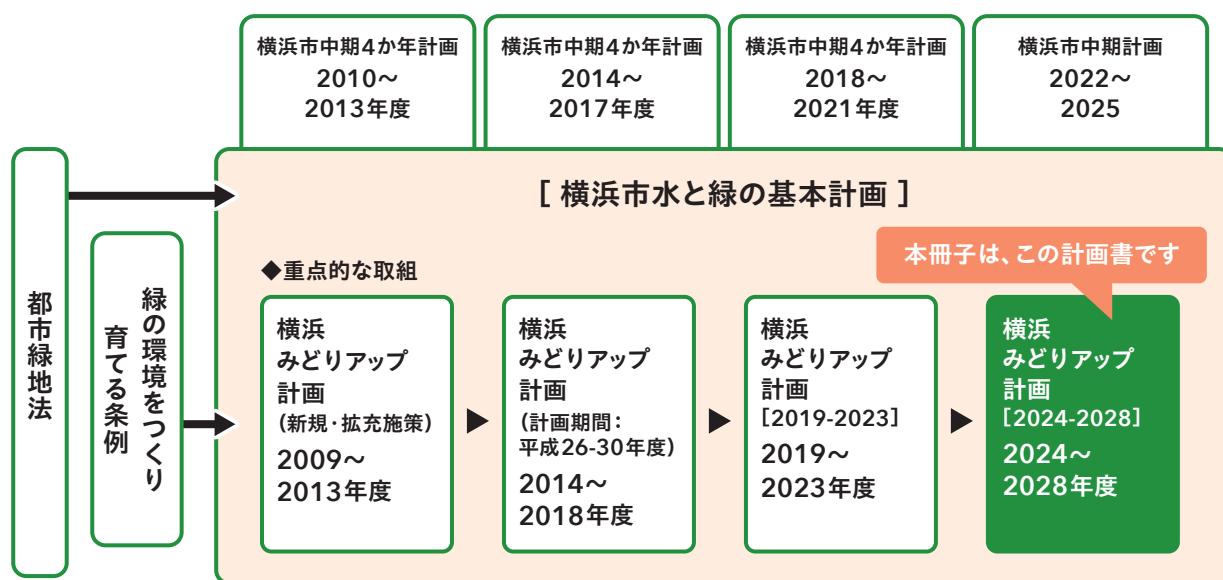
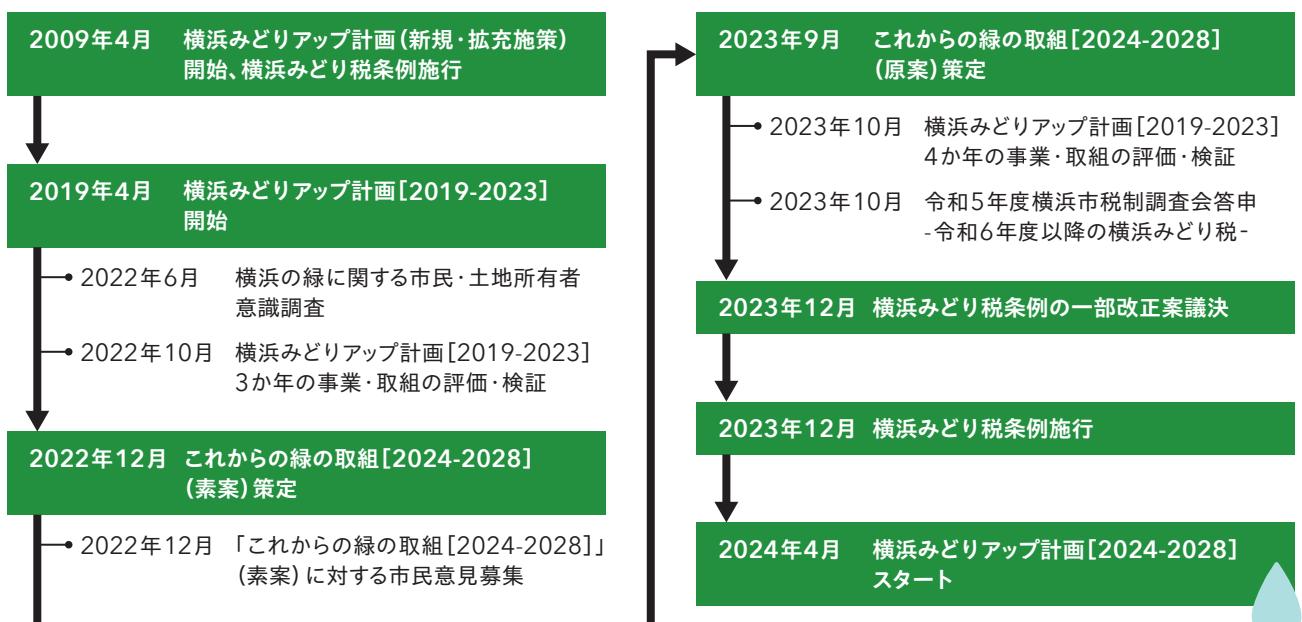


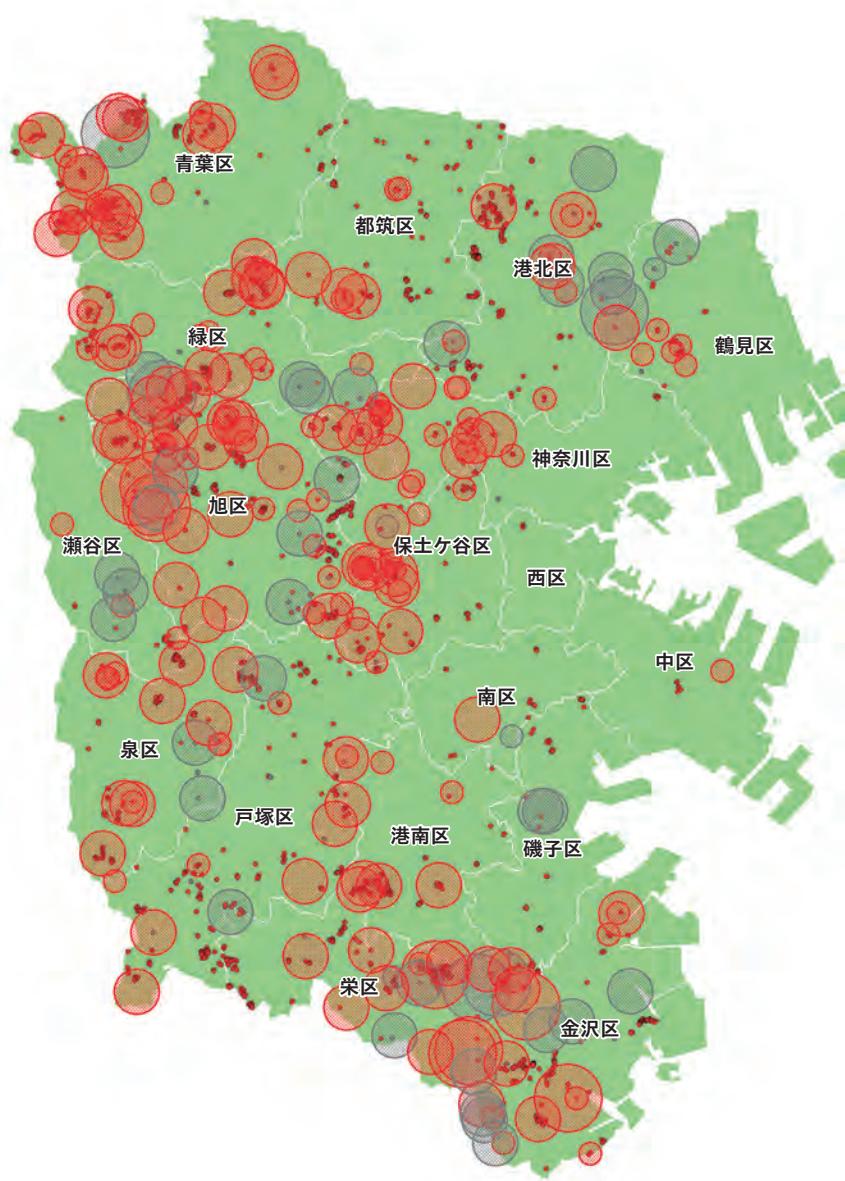
図:「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」の位置付け

## 「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」策定の経緯



### 3.横浜みどりアップ計画の主な実績

## 柱1 市民とともに 次世代につなぐ森を育む



制度指定した樹林地(保土ヶ谷区)



制度指定した樹林地(泉区)

#### 樹林地の保全が進展

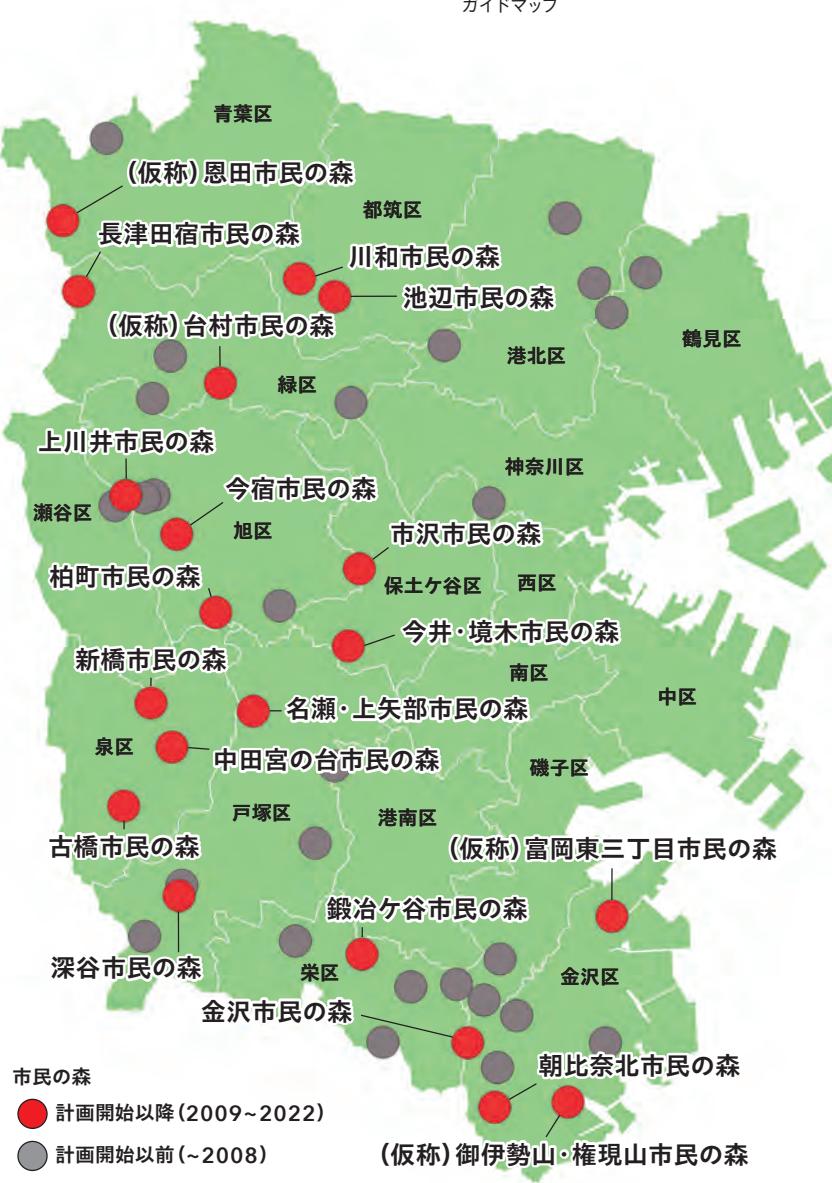
計画開始以降の14年間で新たに1,050haの樹林地を緑地保全制度により指定しました。計画開始以前は40年間で861ha指定しており、3倍以上のスピードで保全を進めました。



## 市民の森が増加

土地所有者のご協力により、計画開始以降16か所を「市民の森」として開園し、自然に親しみ憩える場が増えました。また、ガイドマップを作成し、気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを進めました。

[市民の森 ガイドマップ](#)



長津田宿市民の森(緑区)



市内大学と連携したイベント(緑区)



森の中のプレイパーク(瀬谷区)

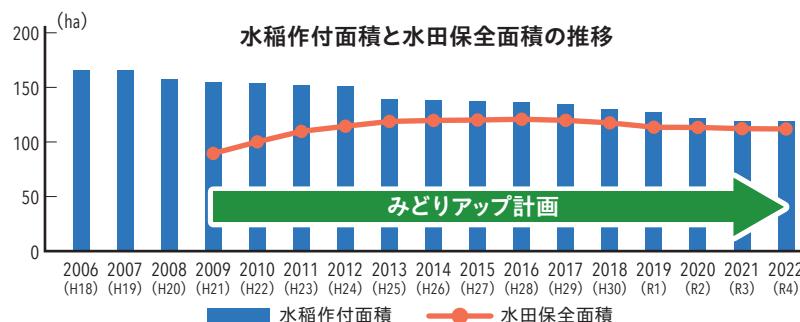
## 森に関わる多様な機会を創出

小学校の自然体験教室のコーディネートや自然観察会の講座開催など、森についての理解を深める取組を進めました。また、「よこはま森の楽校」や「森の中のプレイパーク」などの様々なイベントを、市内大学や関係団体などと連携しながら実施し、森に関わるきっかけづくりを進めました。

## 柱2 市民が身边に農を感じる場をつくる

### 市内の水田面積の約9割を保全

土地所有者が水田を維持できるよう支援し、横浜に残る貴重な水田景観を保全しました。



保全された水田（戸塚区）

### 農とのふれあいの場や機会の増加

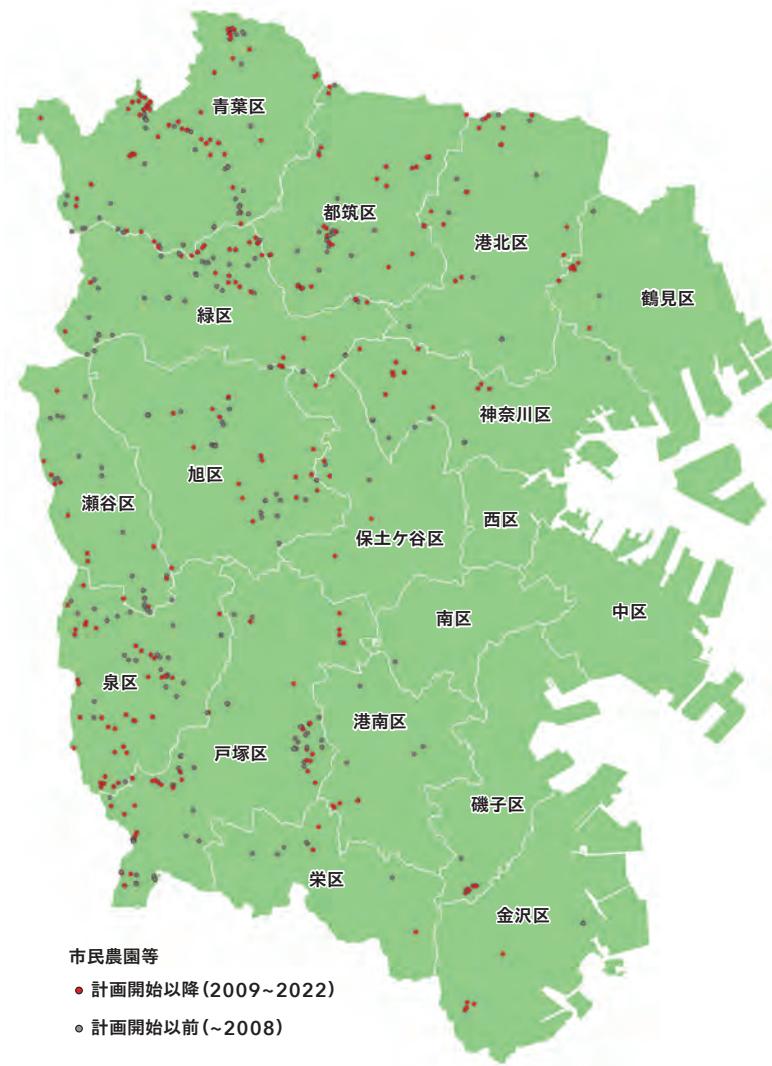
野菜の収穫などを気軽に体験できる収穫体験農園や、自由に栽培・収穫ができる認定市民菜園など、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設の支援や整備を進め、計画開始以降310か所の農園が開設されました。また、子どもたちが楽しく農を学べるよう、家族で参加できる農体験講座を開催しました。



農体験教室（緑区）



家族で学ぶ農体験講座（保土ヶ谷区）



### 地産地消にふれる機会を拡大

青空市やマルシェの開催等を支援し、身近な場所で楽しみながら農畜産物を購入できる場が増えました。



みなとみらい農家朝市（西区）



横浜北仲マルシェ（中区）

# 柱3 市民が実感できる 緑や花をつくる

## 市民や企業と連携した緑のまちづくりが進展

地域が主体となり地区ならではの緑を創出する「地域緑のまちづくり」は、計画開始以降14年間で67か所展開されたほか、各区ではオープンガーデンなどの地域に根差した緑や花の楽しみづくりを推進しました。



球根ミックス花壇(旭区)



地域緑のまちづくり(磯子区)



花と緑に関するウォーキングイベント(都筑区)



地域緑のまちづくり(港北区)



オープンガーデン(瀬谷区)

これまでの取組の実績  
は、市ホームページに掲載しています。



みどりアップ 実績



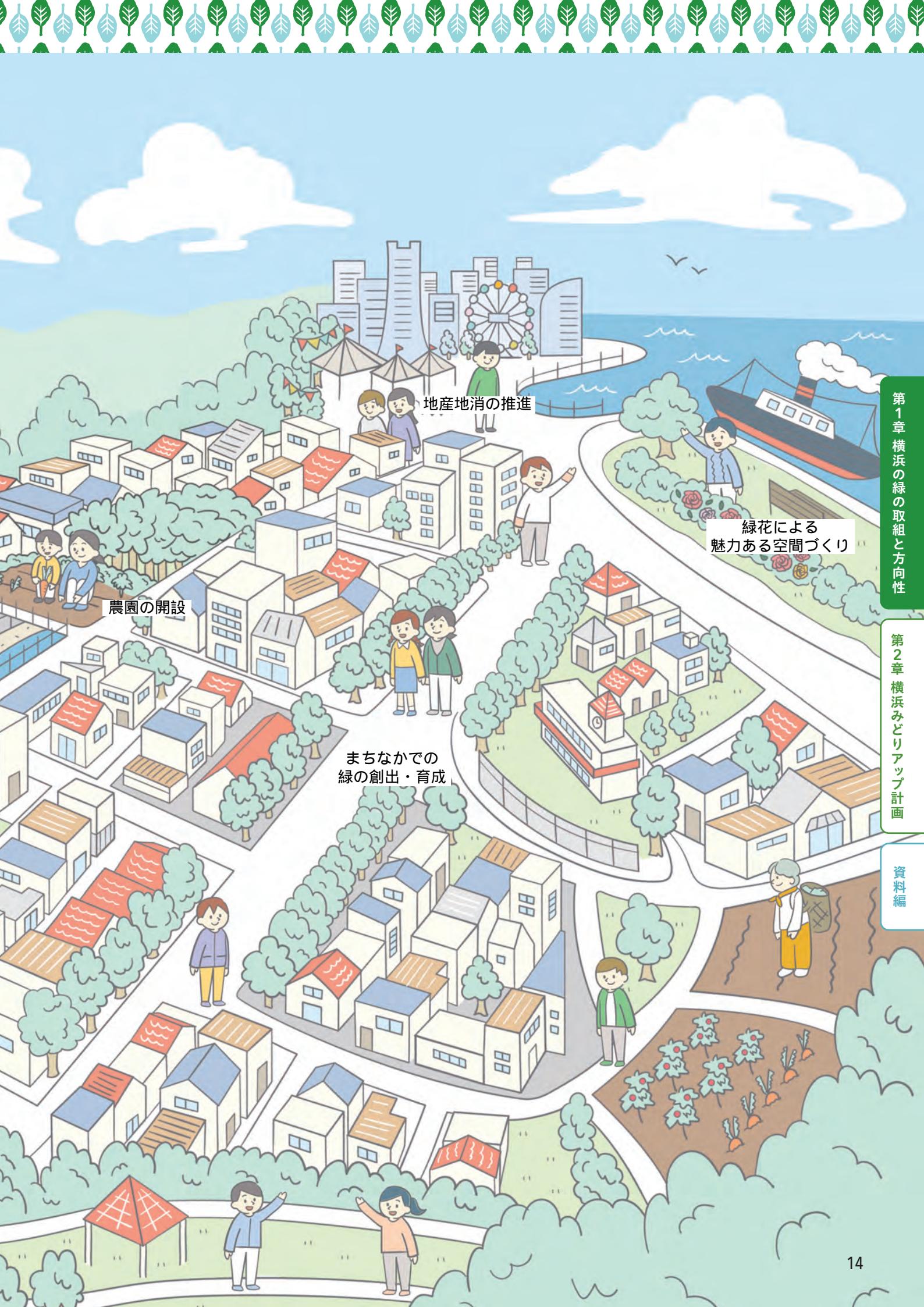
## 4.横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

「横浜みどりアップ計画」では、土地所有者やボランティアをはじめとした様々な方々との協働により緑の取組を進めることで、緑を保全・創出し、大都市ながらも暮らしの身近な場所に多様な緑がある横浜ならではの魅力を築いてきました。

「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」では、これまでの取組によって保全・創出した緑を生かしながら、未来の創り手となる子どもたちの豊かな心を育む自然体験や農体験をはじめとした緑にふれる機会や、地域への愛着をうみ、人と人がつながるきっかけとなる身近な場所での市民活動に関わる機会を充実させることで、2027年に開催される「GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)」に向けた共感や機運を醸成し、「花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜(※)」の実現につなげていきます。

※ ガーデンシティ横浜：市民・企業等の様々な主体が連携し、横浜らしい花・緑・農・水のある豊かな自然環境を更に創出し、潤いや安らぎを感じられる横浜を次世代に引き継ぎ、魅力ある横浜へと発展させていく目指す都市の姿。





## 5.横浜みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

### 多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します。



### 市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑に、触れ、感じることができるように、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます。



### 身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます。



市民・事業者の皆様に取組の意義や成果、  
緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、  
緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

## 第2章

### 横浜みどりアップ計画 [ 2024-2028 ]

## 計画の理念

**みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜**

### 5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

#### 1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

#### 2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

#### 3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

## 計画の柱

5か年の目標の実現に向けて、「横浜みどりアップ計画」では、次の3つの柱と、効果的な広報に重点的に取り組みます。計画の体系や具体的な事業内容は、次頁以降に記載しています。

#### 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森(樹林地)の多様な機能や役割が発揮されるよう、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

#### 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

#### 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、市民が実感できる緑の創出に取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

効果的な広報の展開



## 2-計画の体系

### 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

#### 施策1

まとまりのある  
樹林地の保全・活用

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- 事業② 良好な森の育成
- 事業③ 森に関わる多様な機会の創出

### 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

#### 施策1

農に親しむ  
取組の推進

- 事業① 良好な農景観の保全
- 事業② 農とふれあう場づくり

#### 施策2

「横浜農場」の展開による  
地産地消の推進

- 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進
- 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

### 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

#### 施策1

市民が実感できる  
緑や花の創出・育成

- 事業① まちなかでの緑の創出・育成



#### 施策2

ガーデンシティ横浜の  
更なる推進

- 事業② 緑や花があふれる地域づくり
- 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成
- 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

### 効果的な広報の展開

- 事業① 市民の理解を広げる広報の展開

## 3-計画の内容

# 柱1 市民とともに 次世代につなぐ森を育む



森(樹林地)の多様な役割や機能が発揮されるよう、  
緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、  
保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。



## 概要

都市における森は、都市の骨格をつくる貴重な要素であると同時に、生き物の生息・生育の場であり、地球温暖化対策への貢献、市民のレクリエーションの場など、多くの役割や機能があります。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしく美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森の持つ多様な役割や機能が発揮されるよう、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともに森の保全、育成、活用に取り組みます。



森づくり体験会

## 計画の内容

### 施策1：まとまりのある樹林地の保全・活用

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り**
  - (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- 事業② 良好的な森の育成**
  - (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
  - (2) 指定した樹林地における維持管理の支援
- 事業③ 森に関わる多様な機会の創出**
  - (1) 森づくりを担う人材の育成
  - (2) 森づくり活動団体への支援
  - (3) 森に関わるきっかけづくり
  - (4) 森の多様な楽しみづくり

## 施策1 まとまりのある樹林地の保全・活用

### 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度に基づく指定により、土地を所有する方へ各種支援を行い維持管理の負担を軽減することで、樹林地を保全します。また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

#### (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

##### ● 緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

土地所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度による指定を進め、樹林地等を保全します。

##### ● 樹林地の指定目標：5か年で180haの指定を目指します。

「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」の5か年の計画期間では、樹林地がもつ生物多様性の保全や雨水の貯留・涵養、レクリエーションなどの多様な機能を効果的に発揮する大きなまとまりのある樹林地の保全を重点的に推進し、180haの指定を目指します。



既指定樹林地に隣接する樹林地の指定



##### ● 土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区の指定地等で、所有者に不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取りに対応します。

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地保全制度による新規指定：180ha</li> <li>● 保全した樹林地の整備：推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な機能を効果的に発揮する大きなまとまりの樹林地の保全を重点的に推進</li> <li>・市による買取りの想定面積：100ha</li> </ul>

### 3-計画の内容

## 緑地保全制度とは…

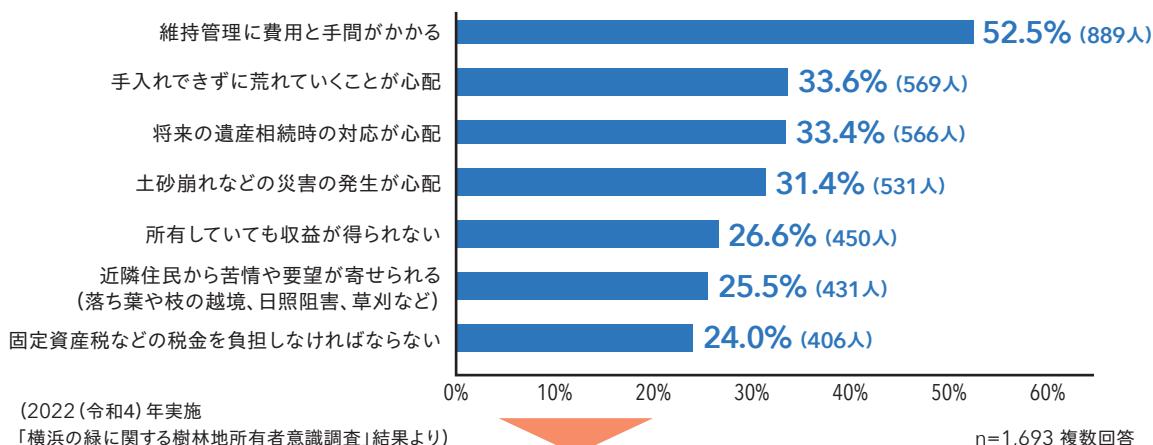
緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、樹林地の状態や地形、周辺の環境など、土地の特性を考慮しながら土地所有者の協力を得て、制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更(木竹の伐採、建築等)などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

### 代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	おおむね1,000m <sup>2</sup> 以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林・原野) ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者のご協力のもと、おおむね2ha以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市は買入れ相談に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る500m <sup>2</sup> 以上の身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る1,000m <sup>2</sup> 以上の良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

### 樹林地を所有するうえで困っていると感じていることは…

#### 横浜の緑に関する土地所有者意識調査で、樹林地をお持ちの方へ聞きました



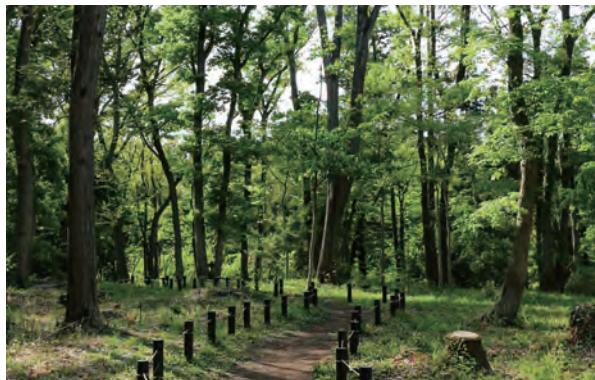
緑地保全制度に基づく指定により、維持管理に対する助成や固定資産税等の減免などの優遇措置を実施することで、土地所有者の負担軽減につながります。

## 事業② 良好的な森の育成

生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など、森に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めます。また、樹林地を所有する方が、できるだけ樹林地として持ち続けられるよう、緑地保全制度による指定地における維持管理の負担を軽減するための支援を行います。

### (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

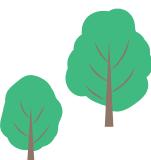
市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林地を対象に、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災、地球温暖化対策への寄与など森が持つ多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮しながら、良好な森づくりを進めます。森づくりにあたっては、地域の特性等を踏まえて策定した保全管理計画や森づくりガイドラインに沿って、愛護会など多様な主体と連携しながら実施します。



良好的な森づくり

### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 森の多様な機能 に着目した森づく りの推進	●森の維持管理： 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全管理計画の策定</li> <li>・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理 &lt;対象&gt; (計画中間(2026)年での見込) 市民の森、市有緑地などの樹林地：約900ha 都市公園内のまとまった樹林：約300ha</li> </ul>
	(2) 指定した樹林地 における維持管理 の支援	●維持管理の助成： 750件	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;対象&gt;</li> <li>外周部の危険・支障樹木のせん定・伐採、草刈り、 樹林地内部の倒木・枯れ木の撤去処分、 不法投棄防止のためのフェンス設置、 土留めの設置など</li> </ul>



## 3-計画の内容

### 事業③ 森に関わる多様な機会の創出

横浜の森を知って親しむことから、森づくり活動団体として森を育む活動を実践することまで、多様な森との関わり方ができるよう、森に関わるきっかけづくりの取組や森づくり活動を対象とした必要な支援の取組を進めます。

#### (1) 森づくりを担う人材の育成

##### ● 森づくりを担う人材の育成

森づくりボランティアの登録者や森づくり活動に取り組む団体を対象に、基本的な知識と安全確保を学ぶための研修や、活動のスキルアップのための研修を開催します。

また、市民が森づくり活動に気軽に参加できる機会をつくるとともに、個人の森づくりボランティアと愛護会や森づくり活動団体との橋渡しの取組を進めます。

##### ● 広報誌等での森づくり活動に関する情報発信

ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行います。



大学生を対象とした森づくり研修「横浜市の森づくり塾！」

#### (2) 森づくり活動団体への支援

市民の森や都市公園内のまとまった樹林で活動する団体を対象に、森づくりに必要な道具の貸出しを行います。また、活動に対する助成などの支援を行います。

また、維持管理作業の際に発生した間伐材などを樹林地内でチップ化したり、樹名板を作成するなどの活用を推進します。



チップ化作業支援

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 森づくりを担う 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森づくりを担う人材の育成：50回</li> <li>● 広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：20回</li> </ul>	
	(2) 森づくり 活動団体への 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森づくり活動団体への支援：175団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・175団体の内訳：</li> <li>市民の森、市有緑地などの樹林地で活動する150団体</li> <li>都市公園内のまとまった樹林で活動する25団体</li> </ul>

### (3)森に関わるきっかけづくり

#### ●多様な主体と連携した楽しみづくり

地域に根差した各区での取組や大学など多様な主体と連携したイベントや広報の取組を進めます。

また、森を活用した体験や学習ができる仕組みづくりなど、学校と連携した森を楽しむきっかけづくりに取り組みます。

#### ●ウェルカムセンターの運営

ウェルカムセンターにおける展示解説や自然体験、環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、基本的な森の楽しみ方から森の魅力まで、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

#### ●森に関する情報発信

市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップを作成し、市民が気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを推進します。



市内大学と連携したイベント「よこはま森の楽校」

### (4)森の多様な楽しみづくり

#### ●市民の森の開園

保全した森を、地域との連携や必要な整備等を行い「市民の森」として開園し、市民が自然に親しみ、憩える場として活用していきます。

#### ●地域における多様な森の利活用

森の機能を保ち、魅力を高めるため、樹林地周辺の施設や環境等の状況を踏まえた利活用計画の検討や地域における多様な森の利活用を進めます。



古橋市民の森(泉区)

## 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(3) 森に関わるきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内大学や関係団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施：180回</li> <li>●学校と連携したきっかけづくり：推進</li> <li>●ウェルカムセンターでの森のマナーアップにつながるイベント等：50回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント例：森をつなぐウォーキング、森を活用した体験や学習など</li> <li>・ウェルカムセンター（全5館：自然観察センター、にいはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター）</li> <li>・新規に指定された市民の森等のガイドマップの作成・リニューアル</li> </ul>
	(4) 森の多様な楽しみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の森の開園：5か所</li> <li>●地域における多様な森の利活用：推進</li> </ul>	

### 3-計画の内容

#### 暮らしの身近にある横浜の森

横浜の森の多くは、薪や炭を得るために古くから人が手を入れることで人の営みに寄り添いながら豊かな動植物を育んできました。生活様式の変化により森に手を入れる機会は減りましたが、現在も郊外のまとまった森や市街地の身近な森など、多くの森が残されています。いつも見る景色のどこかに森がありませんか。自宅や電車の窓から森がみえたり、通勤や買い物の途中で森を歩いてみたり、時間があれば、少し遠くの森でハイキングをしてみたりと、色々な場面で暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれ、楽しむことができるのが横浜の森です。

まずは身近な「森」に目を向けてみることで、今まで気付かなかった森のある暮らしの楽しみ方が見つかるかもしれません。このような身近に森がある暮らしを楽しむライフスタイルについて、発信していきます。

家の窓から



朝、目覚めると森から鳥の  
さえずりがきこえる

出かける途中で



駅までの道、森の中から  
涼しい風がそよいでくる

森を歩いて



今日はのんびり森の散歩  
木漏れ日が暖かい

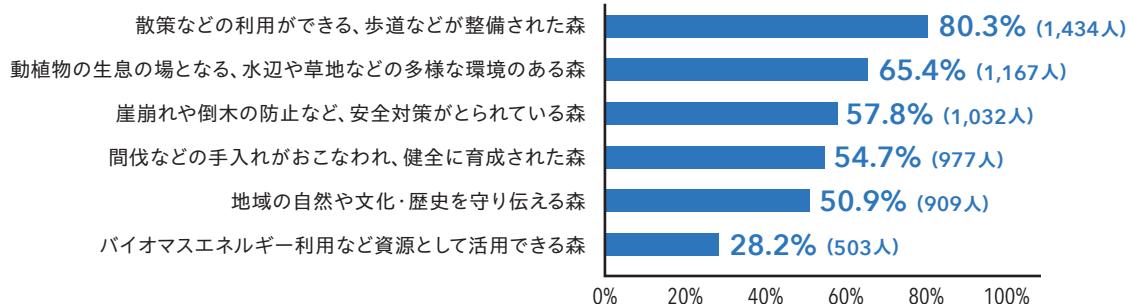
#### 市民の森

1971(昭和46)年度からスタートした横浜市独自の制度で、緑を守り育てるとともに、土地所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として公開しています。2023(令和5)年4月1日現在、47か所(うち未開園4か所)指定しており、散策や生き物の観察、森づくり活動の場などとして、様々な目的で子どもからお年寄りまで幅広い世代に利用されています。

また、コロナ禍において生活に身近な緑が見直されたことから、これまで以上に多くの方が市民の森を訪れるようになっています。



市沢市民の森(旭区)



(2022(令和4)年実施「横浜の緑に関する市民意識調査」結果より)

n=1,785 複数回答可

「横浜にどのような森があったら良いと思いますか」という質問に対して、「散策などの利用ができる、歩道などが整備された森」が80.3%と、最も多い結果となりました。

## ウェルカムセンター

市内5か所にあるウェルカムセンターでは森の生き物情報発信や自然体験行事、環境学習の機会の提供などを実施し、森に関わるきっかけづくりを行っています。

## 良好な森の育成

横浜の森は、多様な地形・地質、植生により構成され、人との関わり方も様々です。また、生物多様性の保全、レクリエーションの場、良好な景観形成など、様々な機能を有しています。

一方で、散策や動植物の保全、ふれあいといった利用ニーズに応えながら、自然災害などに対応することが求められており、市民の森や公園内のまとまった樹林地などにおいては、利用者や周辺の安全に配慮しながら良好な森づくりを進めています。

森の良好な管理を行う上で重要なのは、森ごとに異なる環境や機能、ニーズなどを把握し、目標とする将来像や管理方法を定め、関わる人の間で共有することです。

横浜市では、行政、市民で役割分担をしながら、森の維持管理の手法などを整理した技術指針である「横浜市森づくりガイドライン」や、森ごとに具体的な

管理計画を定めた「保全管理計画」に基づいた管理を行い、良好な森の育成を目指しています。

## 協働による森づくり

市民の森制度が始まって以降、横浜市では行政と市民との協働により森づくりを行ってきました。

市内の森では、愛護会や森づくり活動団体が活動しており、行政と役割を分担しながら良好な森の育成を行っています。大きな木の伐採などは行政が行い、希少な野草の保護といったきめ細やかな作業は愛護会などで行っています。

また、森づくり活動に興味がある方を対象として個人で登録する「森づくりボランティア」の制度があり、登録すると市から森づくりに関する情報提供や研修などを受けることができます。

2018(平成30)年度には、森づくり活動の“はじめの一歩”として「森づくり体験会」の取組が始まりました。この取組は、実際に体験することで森づくりの楽しさや意義を知っていただくことに加え、森づくりボランティアと手入れを必要としている森、森づくりを行う団体との「橋渡し」としての役割も担っています。

また、2023年(令和5)年度には、森づくり活動団体と森づくりボランティアをつなげる新たな取組として、「よこはま森の助っターズ」を開始しました。



ウェルカムセンター内の様子



ウェルカムセンターイベント



協働による良好な管理



森づくり体験会



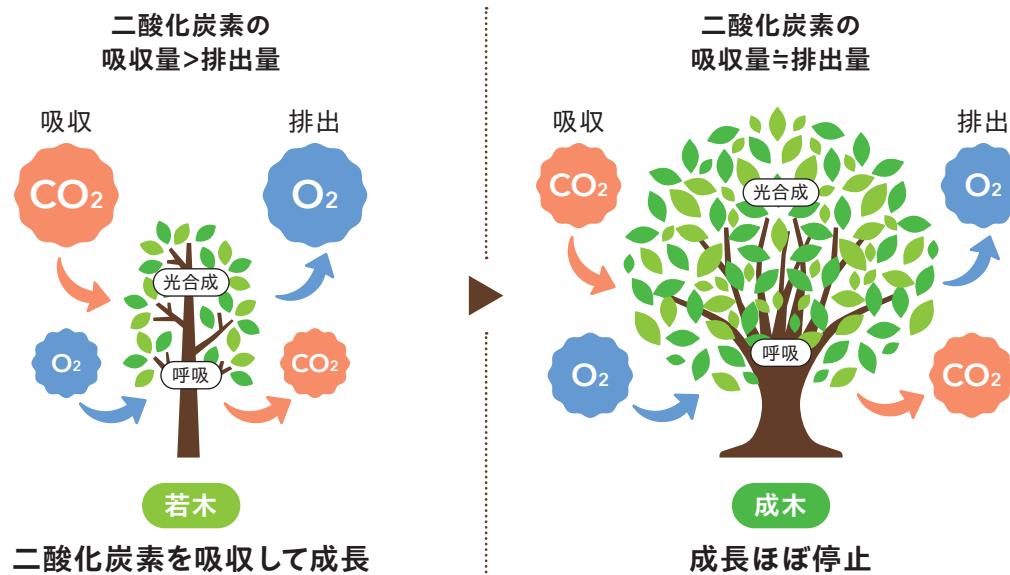
斜面の安全対策として萌芽更新を行った樹林地 上:作業前、下:作業後

### 3-計画の内容

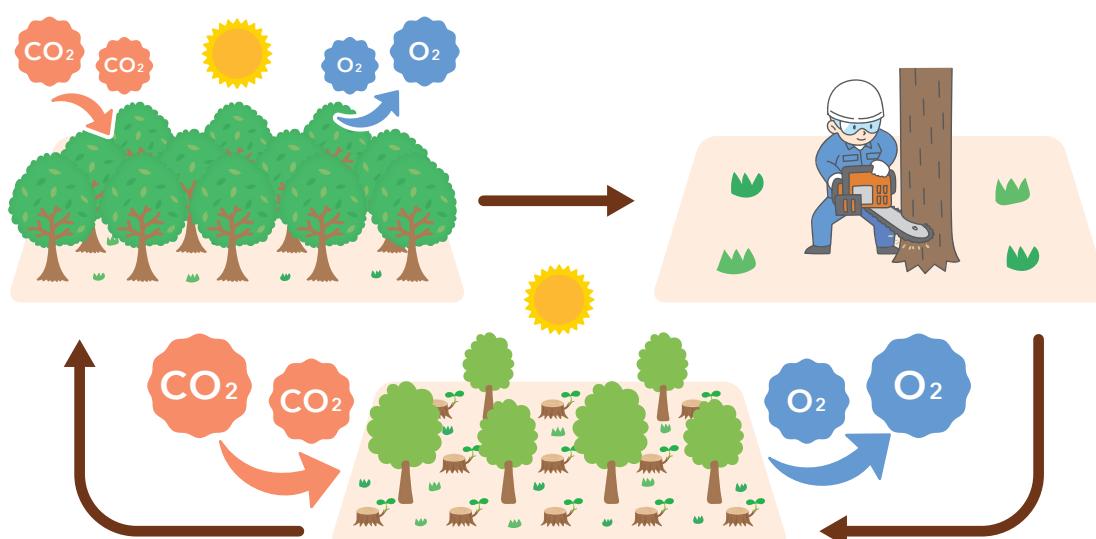
#### 地球温暖化対策としての樹木の働き

##### ●CO<sub>2</sub>の吸収固定 <温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」>

樹木は、大気中のCO<sub>2</sub>を吸収し、光合成により体内に固定して成長します。一方で、呼吸によってCO<sub>2</sub>も放出するため、その差分がCO<sub>2</sub>吸収量となります。若い樹木は、CO<sub>2</sub>吸収量が大きく、どんどん炭素を蓄えて大きくなりますが、ある程度成木になるとCO<sub>2</sub>吸収量は低下し成長が緩やかになるため、樹齢に応じてCO<sub>2</sub>吸収量は低下していきます。



CO<sub>2</sub>吸収量は、樹種によっても異なります。市内には、樹種や樹齢が様々な樹木から成る森が多く、一定範囲を一律に伐採し育成する林業主体の森とは異なりCO<sub>2</sub>吸収量の正確な算定は難しいですが、良好な森づくりを進めるなかでは、森の若返りを図るため、年を経た樹木を所定の高さで伐採し、切り株からの萌芽を育てる「萌芽更新」を行うことで、再びCO<sub>2</sub>吸収量を高めることにつながっています。



### ● 緑による暑熱緩和効果 <気候変動等により懸念される影響に備える「適応策>

街路樹や公園の樹木には、まちなかでの暑さを和らげる効果があります。樹木には日射を遮り、地表面温度の上昇を抑えるほか、蒸散によって葉が熱くなりにくいという特徴があります。

このため、木陰で涼しさを感じることができます。木陰での涼しさに関する数値シミュレーションの結果※1から、樹木は葉の密度が濃くなる、または樹冠が大きくなるほど、木陰で人が感じる暑さ(WBGT(暑さ指数))を和らげる効果がより大きくなることを確認しています(図1)。

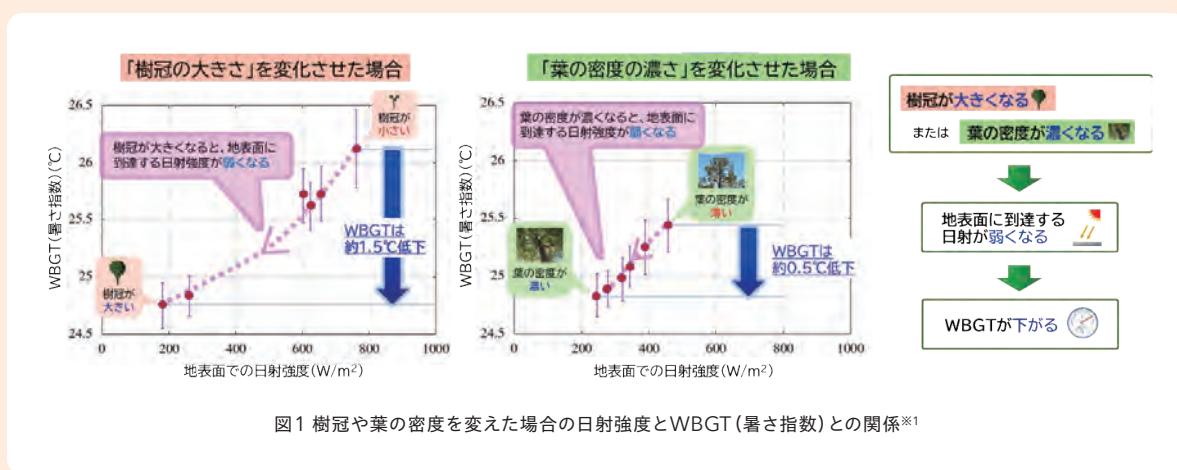
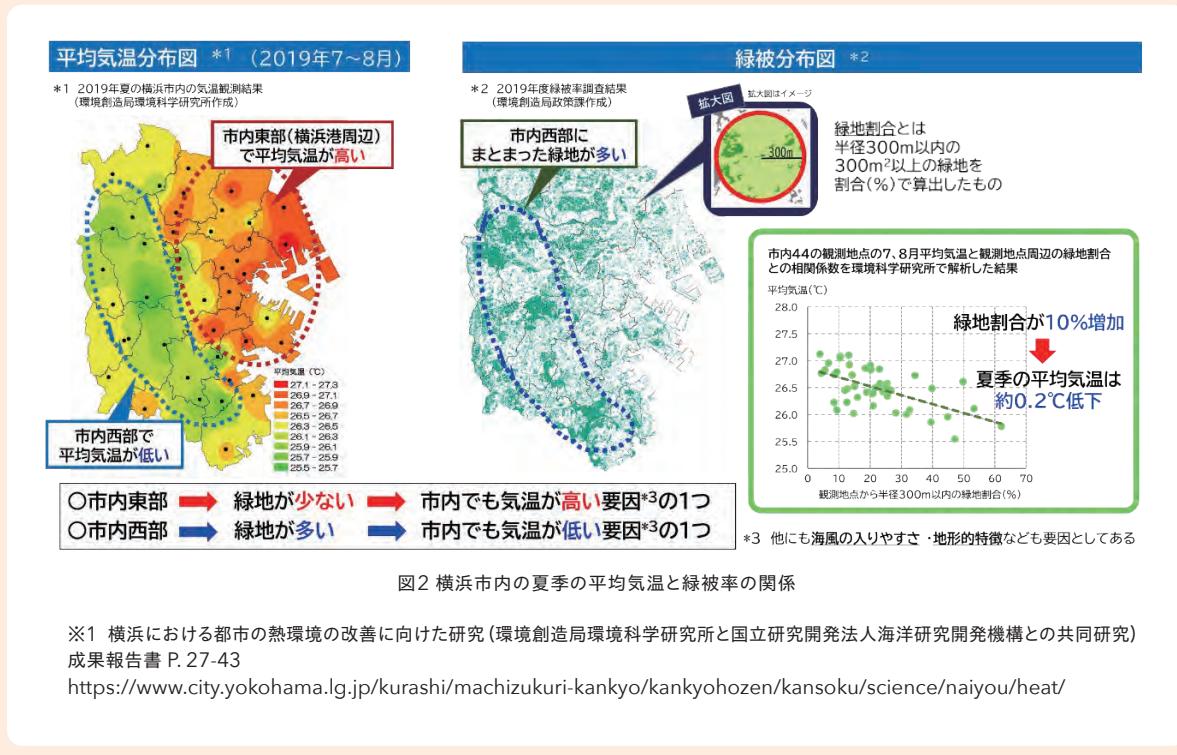


図1 樹冠や葉の密度を変えた場合の日射強度とWBGT(暑さ指数)との関係※1

また、まとまった緑地は日中の気温上昇を抑えるとともに、夜間は放射冷却により気温が下がることで冷気が形成され、ヒートアイランド現象を緩和する効果があります。環境科学研究所による解析では、観測地点の周辺の緑地割合が10%増加すると、その地点での夏季の平均気温は約0.2°C低下(面積に換算した場合、緑地が約10ha増加すると、夏季の平均気温は約0.6°C低下)する傾向にあることを確認しています(図2)。横浜市内の西部にはまとまった緑地が多いため、他の地域よりも気温が下がる要因の1つとなっています。



※1 横浜における都市の熱環境の改善に向けた研究(環境創造局環境科学研究所と国立研究開発法人海洋研究開発機構との共同研究)  
成果報告書 P. 27-43

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohezen/kansoku/science/naiyou/heat/>

## 柱2 市民が身边に農を感じる場をつくる



良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

### 概要

農地は、新鮮な農畜産物の供給の場であることに加えて、里山などの良好な景観の形成、生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養や災害時の避難場所になるなど多様な機能や役割を有しています。このような農地の機能や役割に着目しながら、市民農園の開設や農体験教室の開催、地産地消の推進などにより、市民が身边に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

また、横浜都市農業推進プランと整合を図りながら、「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を進めます。

さらに「横浜農場」のプロモーションにより、横浜の食や農を横浜ブランドとして浸透させるとともに、収穫体験農園や良好な農景観等を市民のための観光資源としてもPRし、都市の魅力向上にもつなげます。



### 計画の内容

#### 施策1：農に親しむ取組の推進

##### 事業① 良好な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する活動の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

##### 事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

#### 施策2：「横浜農場」の展開による地産地消の推進

##### 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

##### 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
- (2) 市民や企業等との連携

## 施策1 農に親しむ取組の推進

### 事業① 良好的な農景観の保全

農地は良好な農景観の形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養機能など多様な機能を有しており、横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区(※)に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家や法人などが農地を維持する取組を支援します。

※農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全を目指し、まとまりのある農地を横浜市独自の制度により指定した地区(2022(令和4)年度末現在、28地区1,071.5ha)

#### (1) 水田の保全

##### ● 水田の継続的な保全の支援

土地所有者が水田を維持し、水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。また、保全された水田の維持管理に対する支援を行います。

##### ● 良好的な水田景観保全のための水源・水路の整備

水田景観の保全を図るために、井戸や水路等の水田に必要な施設等の整備を支援します。



保全された水田

#### (2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地所有者の負担軽減と農地の保全を図るために、農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減します。



特定農業用施設

### 農業施策の全体像

### 横浜都市農業推進プラン 2024-2028

#### 市民が身边に農を感じる場をつくる取組 (「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」)

- ・農に親しむ取組の推進
- ・「横浜農場」の展開による地産地消の推進

#### 持続できる都市農業を 推進する取組

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ・市内産農畜産物の生産振興 | ・農地の保全と利用促進           |
| ・農業生産基盤整備支援   | ・地域特性を生かした<br>都市農業の推進 |
| ・多様な担い手に対する支援 |                       |

### 3-計画の内容

#### (3) 農景観を良好に維持する活動の支援

市街化調整区域のまとまりのある農地や市街化区域の生産緑地地区などを対象に、周辺環境と調和した良好な農景観を維持する活動を支援します。

##### ●まとまりのある農地を良好に維持する

###### 団体の活動への支援

良好な農景観を形成するため、水路等での清掃活動や農地縁辺部への植栽、水源を確保するための井戸の整備などに対して支援します。また、農地周辺の環境を良好に維持するため、土砂流出を防止する活動に対する支援や農地周辺の不法投棄対策を進めます。

##### ●周辺環境に配慮した活動への支援

都市の中で農景観を維持するためには、農地の周辺にお住まいの方々の農業への理解が必要です。このため、農地周辺の環境に配慮した取組や、農作業等により生じるせん定枝などをたい肥化する活動などに対して支援します。

#### (4) 多様な主体による農地の利用促進

遊休化して荒れた農地は、貸し借りが進まず、良好な農景観が損なわれます。良好な農景観を保全するために、意欲ある農家や新規に参入を希望する個人・法人など多様な主体へ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援します。



農地縁辺部への植栽

### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 水田の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水田保全面積：115ha</li> <li>●水源・水路の整備：25件</li> </ul>	
	(2) 特定農業用施設保全 契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：1,000m<sup>2</sup>以上の農地を耕作し、その農地と住宅敷地内等にある農業用施設について10年間継続利用する農家</li> </ul>
	(3) 農景観を良好に維持する活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まとまりのある農地を良好に維持する 団体の活動への支援： 集団農地維持活動団体60団体 農地縁辺部への植栽75件 農景観保全整備40件</li> <li>●周辺環境に配慮した活動への支援： 環境配慮支援25件 緑肥作物等による環境対策20ha</li> </ul>	
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休農地の復元支援：3.0ha</li> </ul>	

## 事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めます。また、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村(※1)や恵みの里(※2)を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。農地が少ない都心部を含め、市内各地で農とふれあう場づくりを展開するとともに、農家への援農活動を支援します。

### (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

#### ● 収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備等を支援します。

#### ● 市民農園の開設支援〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園〉

農作業の経験がない人でも農家から指導を受けることで栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者等が農園を開設するための支援を行います。環境学習農園の開設や利用希望等の相談があった際には、農家と学校等の相談に積極的に対応します。



収穫体験農園 果物のもぎとり体験

#### ● 農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を公園として市が買取ることや、農地の少ない都心部においても、市民が農作業を楽しめる農園を公園内に整備し開設します。



農園付公園

#### 収穫体験農園

野菜の収穫や果実のもぎとりを体験できます。

#### 環境学習農園

児童・生徒などを対象に農家が指導を行う農園です。

#### 栽培収穫体験ファーム

農家の栽培指導のもと、本格的な野菜づくり・農業体験ができます。

#### 認定市民菜園

区画貸しタイプの市民農園。  
利用者が自由に栽培・収穫できます。

#### 農園付公園

← 収穫体験 →

農家の栽培指導付き

自由に耕作

※1 横浜ふるさと村：良好な田園景観の保全と地域の活性化のために、生産基盤の整備や、研修施設などの設置、樹林地の保全活用などにより、市民が農業・自然・農村文化に親しむ場として整備している地域。 ※2 恵みの里：市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区。

### 3-計画の内容

#### (2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進

##### ● 農を楽しむ取組の推進

横浜ふるさと村や恵みの里等で、苗の植え付けや農産物の収穫などを行う農体験教室など、市民が農とふれあう機会を提供します。また、ふるさと村総合案内所に農を楽しむ拠点としての機能の充実を図り、農の魅力を発信します。

さらに、市内全域で農体験に関する様々な相談に応じるため、専門知識やスキルを有するコーディネーターを派遣します。



田奈恵みの里の体験水田

##### ● 農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や家族で学ぶ農体験講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。子どもたちが楽しく農を学べるよう、家族で参加できる農体験講座の充実に取り組みます。また、援農コーディネーター(※)等を活用し、市民農業大学講座修了生などによる農家への援農活動を支援します。



家族で学ぶ農体験講座

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
	(1) 様々な市民ニーズに 合わせた農園の開設	● 様々なニーズに合わせた農園の開設： 19.5ha	・19.5haの内訳：収穫体験農園 10ha、市民農園5ha、 農園付公園4.5ha
②	(2) 市民が農を楽しみ支 援する取組の推進	● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教 室などの実施：450回 ● コーディネーター派遣：50件 ● 市民農業大学講座の開催：175回 ● 家族で学ぶ農体験講座の開催：30回	・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：田奈、都岡、新治、 柴シーサイド、北八朔

※ 援農コーディネーター：労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の援農を支援する組織

# 市民が農にふれあえる場が増えています

横浜には、身近なところに農地があり、市民の様々なライフスタイルに応じた、

農とのふれあいを楽しめる場づくりを進めています。

まずは、気軽に楽しめる収穫体験から、横浜の農にふれてみませんか。



## 気軽に農体験

### ● 収穫体験農園

農家が栽培した旬の果物や野菜の収穫が体験できます。ナシやブドウ、ミカンなどのもぎ取りやイチゴやブルーベリーの摘み取り等、様々な収穫体験ができる、気軽に農体験を楽しみたい方々が身近なところで農にふれることができる場となっています。

### ● 横浜ふるさと村・恵みの里

横浜ふるさと村では、横浜らしい里山景観を楽しめるだけでなく、四季を通じて様々な農作物の収穫体験や、地域の農畜産物を使った料理教室などが行われ、市民が自然・農業・農村文化などにふれあうことができます。

また、恵みの里では、米作りや味噌作り等の体験教室や直売会等が定期的に開催され、市民に身近な農業が展開されています。

## 農家から指導を受けて農業体験

### ● 栽培収穫体験ファーム

農家の指導のもとと一緒に農作業を行うことで、農業に関する知識や経験がない方でも、プロ並みの野菜作りを経験することができます。

### ● 環境学習農園

幼稚園や小学校の近くにある農地で、園児や小学生が、農園を開設した農家の指導を受けながら、コマツナやサツマイモ等の野菜づくりや水田での米作りなどの農体験ができます。

## 自分で考え、自由に農作業

### ● 認定市民菜園・農園付公園

区画割りされた農園で、自分で考えた栽培プランで自由に野菜作りを楽しむことができ、地域コミュニティの場としても活用されています。また、農地の少ない都心部においても市民が農体験を楽しめるよう、公園内に農園を整備します。

### 3-計画の内容

## 施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

### 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

身边に市内産農畜産物を買える場や機会があることへの市民ニーズは高く、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組は、身近に農を感じ、横浜の農への理解を深めるきっかけにもなります。そこで、地産地消の取組を推進するため、地域でとれた農畜産物などを販売する直売所等の整備・運営支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなどの取組を進めます。あわせて、地産地消に関わる情報の発信など、PRを推進します。

#### (1) 地産地消にふれる機会の拡大

##### ●直売所支援等の地域に根差した地産地消の推進

直売所や加工所に必要な設備の導入等を支援します。また、市民に身近な場所で実施される青空市やマルシェ等の継続的な開催を支援します。

##### ●市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するため、市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用します。

##### ●市民に伝わる地産地消の情報発信

情報誌やパンフレットなどの制作・発行やウェブサイト・SNSなどの活用により地産地消の取組のPRを推進します。また、「横浜農場」を活用した市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの強化を図ります。特に、生物多様性の保全や美しい農景観の形成など、多くの意義のある市内水田を守るために市内産米のPRを行います。また、地域の特性を生かした地産地消の取組を推進します。



青空市・マルシェ等の開催



市内産苗木や花苗の配布

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる 機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直売所・青空市等の支援：285件</li> <li>●緑化用苗木等の配布：125,000鉢</li> <li>●市内産花苗の公共施設等での活用：10件</li> <li>●情報発信・PR：情報誌などの発行35回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・285件の内訳： 直売所・加工所85件、 青空市・マルシェ等200件</li> </ul>

## 横浜農場の展開

### ● 横浜農場とは

横浜は大都市でありながら、市民に身近な場所で、野菜や米をはじめ肉などの畜産物まで多品目の農畜産物が生産され、美しい農景観が広がっています。また、意欲的な生産者、市内産農畜産物を利用する飲食店・事業者、「農」に関心が高い市民（消費者）など様々な主体が関わって地産地消を進めているのも横浜の特徴です。

このような、横浜らしい農業全体（生産者、市民、企業などの農に関わる人々、農地・農景観、農業生産活動など）を一つの農場に見立て、「横浜農場」という言葉で表しています。



### ● 横浜農場の展開

以下の取組を強化しながら進めていきます。

#### ・人材・場の活用や各分野との連携

特に地産地消に関わる人材の育成や企業等との連携を強化し、協働して横浜ならではの都市農業の活性化を目指します。

#### ・プロモーションの強化

「横浜農場」のロゴの市内産農畜産物等への表示、イベントや広報等での積極的な活用を進めます。また、身近な場所で行われるマルシェの支援など、地域に根差した地産地消の取組を進めます。



## 横浜農場の展開

【様々な主体が連携して推進】 ● 生産者 ● 飲食店（地産地消サポート店等）  
● 事業者（JA、連携企業等） ● 市民（消費者、はまふうどコンシェルジュ等）



質の高い農畜産物を  
つくる意欲的な**生産者**

地域で横浜の食や農を通じて  
豊かな暮らしを楽しみ、  
横浜の農業を支える**市民（消費者）**

市内産の食材を  
利用する**飲食店**

市内産農畜産物を利用して  
土産品等を加工・販売する**事業者**

生産者、事業者及び市民と連携し、  
市内産農畜産物等の積極的な利用を進め、  
その魅力を発信**横浜市**



横浜の食や農が横浜ブランドとして、市内で更に展開される  
とともに、観光客や市外にも浸透（市内飲食店でのメニュー  
提供、横浜土産の充実など）

生産者の  
農業経営の  
安定化

## 3-計画の内容

### 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

市内産農畜産物を食材として活用し、加工販売したいと考える企業や、横浜の農業の魅力を伝える活動を行う野菜ソムリエや料理人などが増え、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が地産地消の取組を実施する活動が広がっています。この動きをさらに拡大するため、市民の「食」と、農地や農畜産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」(※1)などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

#### (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援

##### ● はまふうどコンシェルジュ等の 地産地消を広げる人材の育成

講座の開催により、地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュを育成します。また、飲食店からの市内産農畜産物の使用に関する相談などに対応し、「よこはま地産地消サポート店」(※2)への登録を促します。



はまふうどコンシェルジュ育成講座

##### ● 市民等による主体的な地産地消の活動支援

はまふうどコンシェルジュやよこはま地産地消サポート店によるイベント開催など、主体的な地産地消の活動を支援します。



はまふうどコンシェルジュによる地産地消講座

##### ● 地産地消活動の情報交換の場づくり

生産者やよこはま地産地消サポート店、はまふうどコンシェルジュ、地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等を開催し、ネットワークづくりを支援します。



地産地消サポート店ステッカー



食と農のフォーラム

## (2)市民や企業等との連携

### ●企業等と連携した地産地消の推進

地産地消を広げるため、地産地消に取り組む意欲のある企業からの相談などに対応し、地産地消のPRイベントの開催や市内産農畜産物を使用した商品の販売等、企業等と連携した地産地消の取組を推進します。

### ●地産地消ビジネス創出の推進

地産地消に関する新たなビジネスに取り組む市内中小企業等を対象に、ビジネスプランを策定するための講座を開催し、認定されたプランを支援します。

### ●学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携し、学校給食での市内産農産物の一斉供給や、小学生を対象とした料理コンクールを開催します。



大学と連携した地産地消のPR



サッカーチームと連携した地産地消イベント

## 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 地産地消を広げる 人材の育成・支援	●はまふうどコンシェルジュ育成講座の開催：5回	
		●はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援：150件	
		●地産地消フォーラムの開催：5回	
	(2) 市民や企業等との連携	●市民や企業等との連携：75件	
		●ビジネス創出支援：20件	
		●学校給食での市内産農産物の一斉供給：推進 ●料理コンクールの開催：5回	

※1 はまふうどコンシェルジュ：横浜市が横浜の「食」と「農」をつなぎ地産地消を広めるため講座で育成した市民

※2 よこはま地産地消サポート店：市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

## 市民や企業と連携した 市内産農畜産物の魅力発信



はまふうどコンシェルジュが開催しているマルシェの様子

地産地消ビジネス創出支援事業で支援した取組

●高い市民力と多様な事業者の存在が強み

横浜市には、はまふうどコンシェルジュをはじめとした食や農に関心の高い市民や、食品加工業、流通業、ホテルや飲食店などによる様々な地産地消の取組が行われています。

●市内産農畜産物が味わえるレストラン等が多数

近年では地産地消への関心の高まりから、新鮮で旬な市内産の野菜や果物、卵などの畜産物を食材として取り入れるレストラン等が増えています。横浜市では、市内産の農畜産物を多くの方々に味わっていただくために、これらの飲食店等をよこはま地産地消サポート店として登録し、市民の皆様に情報発信するとともに、よこはま地産地消サポート店の拠点としての機能を生かした取組を支援しています。

●様々な連携・ネットワークにより

新たな取組や商品が誕生

こうした多数の市民・企業等と連携した取組を強化し、そのネットワークづくりを支援・充実を進めています。そして、市民や企業等と連携した6次産業化<sup>(※3)</sup>の推進や地産地消ビジネス創出の支援につなげ、新たな取組や商品が誕生しています。

<sup>(※3)</sup> 6次産業化：農林漁業者（第1次産業）が、加工（第2次産業）・販売（第3次産業）まで関わった取組や農商工連携の取組など

# 柱3 市民が実感できる 緑や花をつくる



街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、市民が実感できる緑の創出に取り組みます。  
また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

## 概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息・生育空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。市民が身近な緑を「実感」し、緑があふれる都市で暮らす豊かさを享受できるような取組が求められています。

GREEN×EXPO 2027の開催も見据え、多くの人が訪れる市街地や、生活に身近な住宅地などの緑や花の創出、育成を進めます。



地域で取り組む緑化活動

## 計画の内容

<b>施策1 市民が実感できる 緑や花の創出・育成</b>	<b>事業① まちなかでの緑の創出・育成</b> (1)シンボル的な緑の創出・育成 (2)街路樹による良好な景観づくり (3)公開性のある緑空間の創出支援 (4)建築物緑化保全契約の締結 (5)名木古木の保存
<b>施策2 ガーデンシティ横浜 の更なる推進</b>	<b>事業② 緑や花があふれる地域づくり</b> (1)地域緑のまちづくり (2)地域に根差した緑や花の楽しみづくり (3)人生記念樹の配布 <b>事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成</b> (1)保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成 <b>事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成</b> (1)都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

### 3-計画の内容

## 施策1 市民が実感できる緑や花の創出・育成

### 事業① まちなかでの緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所での緑化や目にする機会の多い街路樹を良好に育成するための取組、地域で古くから親しまれている名木古木の保存など、市民が実感でき、地域の良好な景観形成や賑わい創出につながる緑や花の創出・育成を推進します。

#### (1)シンボル的な緑の創出・育成

##### ●公共施設・公有地での緑の創出

各区の主要な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進します。

##### ●公有地化によるシンボル的な緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな空間を創出することで、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

また、花畠や名所など、地域に親しまれている緑のオープンスペースが、所有者の不測の事態等により、存続が困難となる場合に用地を取得し、緑や花による地域のシンボル的な空間として保全し、良好に育成します。

#### (2)街路樹による良好な景観づくり

駅周辺や各区の主要な路線を中心に、多くの市民の目にふれ、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成します。また、地域で愛されている桜並木等の再生を行います。これらを通して街路樹による良好な景観づくりを進めます。



街路樹による良好な景観



公共施設での緑の創出

#### (3)公開性のある緑空間の創出支援

多くの人が訪れる公開性のある民有地において、法令等で定める基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成します。



公開性のある場所での緑化

#### (4) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全する場合、建築物所有者(管理者)の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

#### (5) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を保存すべき樹木として指定し、潤いのある市民生活の確保と、都市の美観風致を維持していきます。

また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



名木古木に指定された樹木

### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) シンボル的な緑の創出・育成	●緑の創出：5か所 ●緑の維持管理：推進	
	(2) 街路樹による良好な景観づくり	●18区で推進	
	(3) 公開性のある緑空間の創出支援	●推進	・対象：駅前や都心部などでの公開性のあるオープンスペースの緑化 ・想定箇所：10か所程度
	(4) 建築物緑化保全契約の締結	●制度運用	
	(5) 名木古木の保存	●推進	・名木古木指定樹木1,063本(2022(令和4)年度末時点)

### 3-計画の内容

## 建築物の新築・増築、開発の際に 緑をつくる仕組み

市街地で緑を創出するため、建築物の新築・増築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

### 建築物緑化協議

建築物の新築、増築などの際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5~20%以上の緑化指導を行い、緑を創出します。

<根拠>緑の環境をつくり育てる条例

### 開発事業における緑化

開発事業に対して、敷地面積の5~10%以上の緑化等の審査、指導を行い、緑を保全・創出します。  
<根拠>横浜市開発事業の調整等に関する条例

### 緑化地域制度の運用

都市計画で緑化地域を定め、敷地面積500m<sup>2</sup>以上で建築物の新築・増築を行う際に、敷地面積の10%以上の緑化を義務づけています。

<根拠>都市緑地法、横浜市緑化地域に関する条例

### 特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を義務づけています。

<根拠>工場立地法、横浜市工場立地法市準則条例

### 地区計画における緑化

地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区ごとに緑化率を定めることができます。緑化率が定められると、地区全体のルールとして規制され、緑化が推進されます。

<根拠>横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

### 建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行

緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、法令・制度に定める基準以上の緑化を行っていた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。

### 風致地区における緑化

風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることを目指して定められており、建築物の新築、宅地の造成や木竹の伐採行為等の際に、必要な緑化を義務づけています。

<根拠>都市計画法、横浜市風致地区条例



## 施策2 ガーデンシティ横浜の更なる推進

### 事業② 緑や花があふれる地域づくり

緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や企業と協働した取組が不可欠です。地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組など、緑の創出・育成に積極的に取り組む市民を支援し、市民の生活の身近な場所で、緑や花に親しむきっかけづくりを推進します。

また、ガーデンネックレス横浜(※)では、第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承しながら、市民、企業、活動団体等の様々な主体と連携し、花や緑による美しい街並みや公園、自然豊かな里山などの横浜の魅力を発信することで、街の活性化や賑わいを創出しています。

この取組をはじめ、多くの市民や企業の協力で展開されている各区での緑や花に親しむ取組を、引き続き推進します。

#### (1) 地域緑のまちづくり

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、緑のまちづくりの取組を支援します。ご近所同士や集合住宅の管理組合でも気軽に取り組める仕組みです。

また、2023(令和5)年度までに協定を締結した地区的継続支援のほか、協定締結終了地区にもアドバイザー派遣等の支援を実施します。



地域で取り組む緑化活動

#### (2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

緑や花に親しむ市民の盛り上がりを醸成していくため、地域をはじめとする多様な主体と連携した緑や花に関するイベントの開催や、緑や花を育む活動の支援など、地域に根差した各区での取組や、それを担う人材育成等を推進します。また、地区センター等の地域に身近な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進し、良好に育成します。



ワークショップの開催

※ガーデンネックレス横浜：「ガーデンシティ横浜」を推進するリーディングプロジェクト。花や緑による美しい街並みや公園、自然豊かな里山など、横浜ならではの魅力を発信することで多くの方を横浜に呼び込み、まちの活性化や賑わいの創出につなげていく。

### 3-計画の内容

#### (3) 人生記念樹の配布

多くの市民の皆様が緑をつくり、育むきっかけとなるよう、出生や入学、住宅の新築や購入などの人生の節目の記念に、希望した市民に、市内で生産された苗木を配布します。



人生記念樹の配布

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 地域緑のまちづくり	●35地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定支援地区数</li> <li>・新規協定締結地区：15地区</li> <li>・協定締結終了地区：20地区</li> </ul>
	(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	●緑や花を身近に感じる各区の取組：18区で推進	
	(3) 人生記念樹の配布	●40,000本配布	

### 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、子どもが多くの時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校を対象に、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。緑の創出にあたっては、子どもたちと生き物とのふれあいが生まれるような空間づくりに取り組みます。

#### (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進します。

また、創出した緑を良好に維持するとともに、芝生やビオトープに関する技術支援を行います。



芝生化した校庭



学校へのビオトープアドバイザー派遣

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での 緑の創出・育成	●緑の創出：100か所 ●緑の維持管理：推進	

### 3-計画の内容

#### 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

ガーデンネックレス横浜は、緑や花が人を呼び込み、街の賑わいを創出しています。多くの市民や国内外から観光客が訪れる都心臨海部等において、これらの取組を継続し、GREEN×EXPO 2027の開催にもつなげていきます。

また、公共空間を中心に緑や花による空間づくりや質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力づくりや回遊性の向上、賑わいづくりにつなげます。

##### (1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

みなとみらい21地区などの都心臨海部や、ガーデンネックレス横浜の会場となっている里山ガーデン(よこはま動物園ズーラシア隣接)など、多くの市民が訪れる場所で、観光資源となっている公園や港湾緑地、街路樹、文化施設などの公共空間を相互に連携させ、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑花による場づくりを集中的に展開します。

また、いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街を目指し、創出した質の高い緑花を良好に育てます。

## ～緑花による魅力ある空間づくり～

GREEN×EXPO 2027の開催も見据え、市民が緑と花あふれる都市で  
暮らす豊かさを「実感」できる空間づくりを進めていきます。



山下公園



日本大通り

#### 取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	●緑花による魅力づくり：推進	・想定箇所：山下公園、港の見える丘公園、日本大通り、里山ガーデン等

# 豊かな感性を育む、身近な緑や花との関わり

子どもたちが緑や花、生き物とのふれあいなどを通じて、様々な気付きや心を揺さぶられる出来事に出会い、その刺激や感動した体験を周りの人と共感することで豊かな感性が育まれます。そのような自然的環境が身近に感じられることが、暮らしを取り巻く環境に対する興味や関心を持つきっかけにもなります。

みどりアップ計画では、保育園や幼稚園、小中学校などにおいて、園庭・校庭の芝生化や様々な生き物が生息するビオトープづくりなどを進めることで、子どもたちの暮らしに最も身近な場所に緑を創出する取組を進めています。ビオトープづくりでは、専門家のアドバイスを受けながら、子どもたちがビオトープの計画づくりから主体的に関わることで、生き物の生息環境や周りの自然環境とのつながりを学ぶ環境教育の場になっています。

## みどりアップQ第13号

### 自然いっぱいニコニコ池、子どもたちの挑戦とは？

(市民推進会議広報誌 2018年9月発行)



芝生化した園庭



保育園に整備されたビオトープ



花苗の植付け



人生記念樹の配布

また、オープンガーデンや緑道での花壇の植栽、公園での花苗や球根の植付けなど地域に根差した各区での取組を支援し、身近な場所で緑や花とふれあう機会を創出するとともに、緑や花の活動を一緒に行うことでも子どもたちが地域とつながる機会にもなっています。

さらに、出生や入学など人生の節目の記念に市内産の苗木を配布しており、ともに成長する人生記念樹を育てることは、子どもたちが緑にふれあい、育むきっかけとなります。

### 3-計画の内容

## 効果的な広報の展開



取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者に理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めていきます。

### 事業① 市民の理解を広げる広報の展開

#### 【具体的な取組】

##### 1.インターネットによる広報

- (1) ホームページへの掲載
- (2) SNSによる発信

##### 2.出版物による広報

- (1) 広報よこはまへの掲載
- (2) 実績概要リーフレットの作成
- (3) その他広報誌への掲載

##### 3.その他

- (1) 交通広告(動画等)によるPR
- (2) イベント会場でのPR
- (3) 取組に基づいて実施したことを示すプレート等の設置

#### 【緑の取組への理解を広げ、共感と参画につなげる広報】

1. イラストや写真等を活用しながら、取組の内容や実績をわかりやすく市民の皆様にお伝えします。
2. より多くの市民の皆様が緑の取組を体感し、活用していただけるよう様々な情報発信を行います。



#### 【緑の取組の多様な情報発信】

##### (1) イベント・体験のスポットのご紹介



森にふれる



農にふれる



緑や花にふれる

広報紙やホームページ等を通じて、散策できる森や野菜の収穫体験、緑や花にふれるイベントなどをご紹介します。

##### (2) 市民が活用できる制度のご紹介



地域緑のまちづくり



人生記念樹

地域緑のまちづくり、人生記念樹など活用できる制度をホームページやリーフレットを通じてご紹介します。

##### (3) 美しい横浜の緑や花、緑を楽しむ人のご紹介



美しい横浜の緑や花



緑を楽しむ



美しい横浜の緑や花、緑を楽しむ人を動画を通じてご紹介します。



## 4-取組の事業費一覧

(単位：百万円)

柱名	取組内容	5か年 事業費	うち 国費	うち 市債	うち 一般財源		みどり税の 使途の分類 【注3】
					みどり 税以外	みどり税	
<b>事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り</b>							
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	(1)緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	25,166	5,979	13,289	2,193	3,706	①、③
<b>事業② 良好的な森の育成</b>							
	(1)森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,783	—	—	20	3,763	①、③
	(2)指定した樹林地における維持管理の支援	836	—	—	—	836	①、③
<b>事業③ 森に関わる多様な機会の創出</b>							
	(1)森づくりを担う人材の育成	78	—	—	—	78	④(③)【注4】
	(2)森づくり活動団体への支援	42	—	—	5	37	④(③)【注4】
	(3)森に関わるきっかけづくり	315	—	—	200	115	
	・多様な主体と連携した楽しみづくり・森に関する情報発信	(115)	—	—	—	(115)	④
	・ウェルカムセンターの運営	(200)	—	—	(200)	—	—
	(4)森の多様な楽しみづくり	30	—	—	—	30	④
	小計	30,250	5,979	13,289	2,418	8,564	

柱2 市民が身边に農を感じる場をつくる	<b>事業① 良好的な農景観の保全</b>						
	(1)水田の保全	536	—	—	300	236	
	・水田の継続的な保全の支援	(236)	—	—	—	(236)	①
	・良好な水田景観保全のための水源・水路の整備	(300)	—	—	(300)	—	—
	(2)特定農業用施設保全契約の締結	10	—	—	10	—	—
	(3)農景観を良好に維持する活動の支援	467	—	—	400	67	
	・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援 (水路等での清掃活動、農地縁辺部への植栽、水田確保のための井戸改修、土砂流出防止)	(370)	—	—	(370)	—	—
	・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援 (不法投棄対策)	(63)	—	—	—	(63)	③
	・周辺環境に配慮した活動への支援(環境配慮支援)	(30)	—	—	(30)	—	—
	・周辺環境に配慮した活動への支援(緑肥作物等による環境対策)	(4)	—	—	—	(4)	③
(4)多様な主体による農地の利用促進		88	—	—	—	88	①
<b>事業② 農とふれあう場づくり</b>							
	(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	1,835	—	1,158	27	650	
	・収穫体験農園の開設支援	(361)	—	—	—	(361)	④
	・市民農園の開設支援	(27)	—	—	(27)	—	—
	・農園付公園の整備	(1,447)	—	(1,158)	—	(289)	①(④)【注4】
	(2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進	179	—	—	179	—	—
<b>事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進</b>							
	(1)地産地消にふれる機会の拡大	238	—	—	238	—	—
<b>事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開</b>							
	(1)地産地消を広げる人材の育成・支援	27	—	—	27	—	—
	(2)市民や企業等との連携	43	—	—	43	—	—
	小計	3,422	—	1,158	1,224	1,040	

(単位：百万円)

柱名	取組内容	5か年事業費	うち 国費	うち 市債	うち 一般財源		みどり税の 使途の分類 【注3】
					みどり 税以外	みどり税	
<b>事業① まちなかでの緑の創出・育成</b>							
(1)シンボル的な緑の創出・育成	835	50	588	100	97		
・公共施設・公有地での緑の創出	(100)	—	—	(100)	—	—	
・公有地化によるシンボル的な緑の創出・育成	(735)	(50)	(588)	—	(97)	②(①、③)【注4】	
(2)街路樹による良好な景観づくり	2,300	—	—	—	2,300	③	
(3)公開性のある緑空間の創出支援	110	—	—	20	90	②(③)【注4】	
(4)建築物緑化保全契約の締結	4	—	—	4	—	—	
(5)名木古木の保存	93	—	—	13	80	③	
<b>事業② 緑や花があふれる地域づくり</b>							
(1)地域緑のまちづくり	504	—	—	—	504	②(③、④)【注4】	
(2)地域に根差した緑や花の楽しみづくり	620	—	—	620	—	—	
(3)人生記念樹の配布	100	—	—	43	57	②	
<b>事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成</b>							
(1)保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	445	—	—	370	75	②(③)【注4】	
<b>事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成</b>							
(1)都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	2,712	—	—	1,332	1,380	②、③	
小計	7,722	50	588	2,502	4,582		

広報的 効果の 展開	事業① 市民の理解を広げる広報の展開						
	(1)計画の周知や実績報告	80	—	—	80	—	—
小計		80	—	—	80	—	
<b>合計</b>		<b>41,474</b>	<b>6,029</b>	<b>15,035</b>	<b>6,223</b>	<b>14,187</b>	

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

【注3】みどり税の使途の分類

- ①：樹林地・農地の確実な担保
- ②：身近な緑化の推進
- ③：維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④：ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

【注4】みどり税の使途の分類の「( )」は、主な取組以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

## 5-計画を進めるための財源について

緑は一旦失われると取り戻すことが困難です。自然豊かな都市環境を充実させるためには、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するための取組を着実に進めていくことが必要です。また、緑の保全・創出のための取組については、市民の皆様から多くの声が寄せられており、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

「横浜みどり税」は、緑の保全・創出に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民にご負担いただきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

### 2024(令和6)～2028(令和10)年度の横浜みどり税について

#### 1. 課税方式

市民税(個人・法人)均等割超過課税(※)

※市民税均等割超過課税：市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割を課税しています。超過課税は、その均等割に一定額(率)を上乗せする方法です。

#### 2. 税率・期間

対象	税率	延長期間	備考
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ	2024(令和6)年度～2028(令和10)年度	所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除外
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ	2024(令和6)年4月1日から2029(令和11)年3月31日までの間に開始する事業年度分	

#### 3. 税収規模

約29億円／年 (個人：約18億円 法人：約11億円) ※2023(令和5)年度当初予算

#### 4. 横浜みどり税の使途

横浜みどりアップ計画のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業  
(なお、施設の整備や特定の個人事業の支援的な性格を有する事業は使途から除外)

#### 5. 基金への積立て

税収相当額を「横浜市みどり基金」へ積み立てます。



## 基金及び特別会計について

### 「基金」(横浜市みどり基金)

横浜みどり税は、市民税の超過課税の形でご負担をお願いするものですが、その税収の使途は横浜みどりアップ計画に限定されます。そこで、この税収を管理する基金を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

### 「特別会計」(みどり保全創造事業費会計)

横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、横浜みどりアップ計画全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要があります。そこで、横浜みどり税非充当事業(既存事業費等)を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使途を明確にします。

## みどり保全創造事業費会計の財源について

### みどり保全創造事業費会計

「横浜みどり税」充当事業  
1款1項

「横浜みどり税」非充当事業  
1款2項

公債費等  
1款3項～4項

横浜市みどり基金

国費・市債等

一般財源

横浜みどり税



## 資料編

## 1：横浜の緑に関する市民及び土地所有者意識調査の結果(概要)

2024(令和6)年度以降の緑施策を検討するにあたり、2022(令和4)年6月に横浜市民、市内に農地や樹林地を所有する方を対象として意識調査を実施しました。

### ●調査の対象

市民：5,000人  
 (住民基本台帳の満18歳以上の市民から無作為抽出)  
 樹林地所有者：4,407人（一筆500m<sup>2</sup>以上の山林所有者）  
 農地所有者：5,631人（1,000m<sup>2</sup>以上の農地所有者）

### ●実施期間

2022(令和4)年6月13日(月)から28日(火)まで  
 (7月15日までに到着したものを集計)

### ●回収数(回収率)

市民：1,785票(35.7%)  
 樹林地所有者：1,693票(38.4%)  
 農地所有者：2,352票(41.8%)

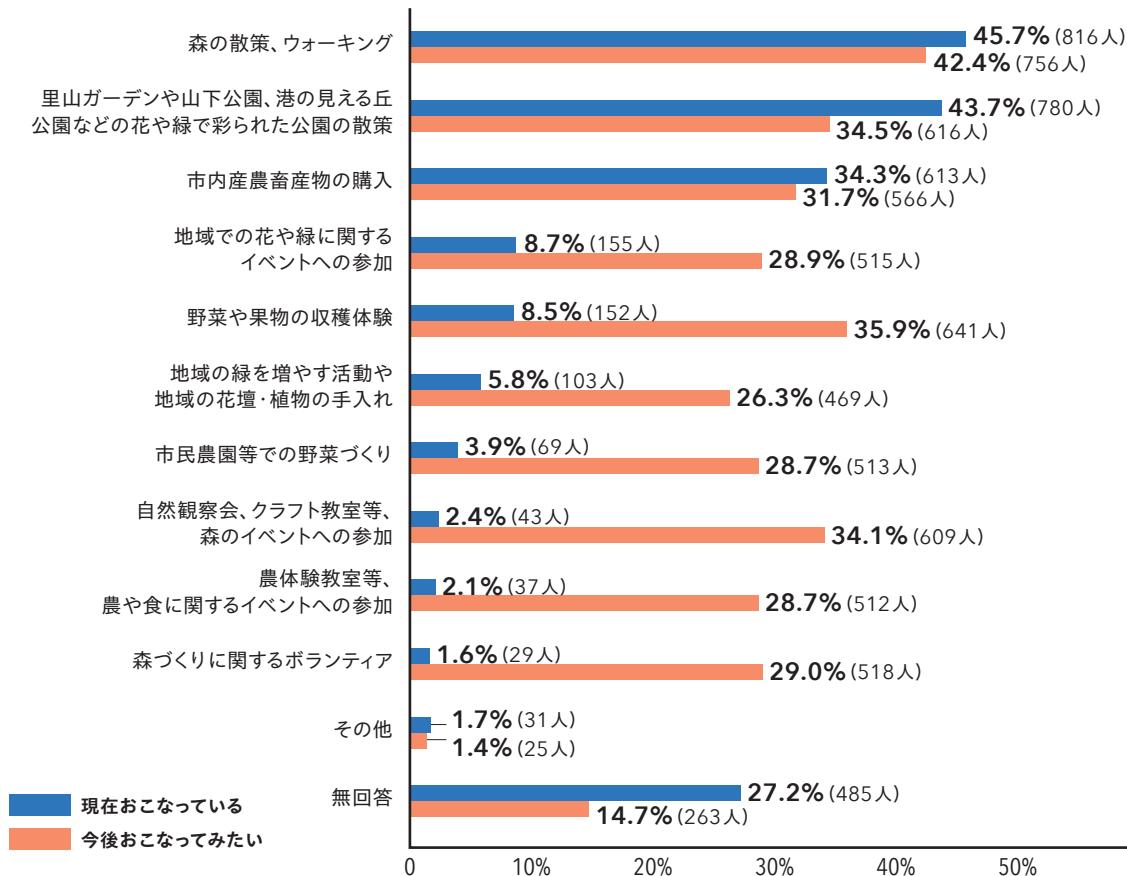
意識調査の結果は、市ホームページに掲載しています。

[横浜緑の意識調査](#)



### ●市民意識調査 設問例

#### 森や農、まちなかの緑や花について「現在おこなっていること」「今後おこなってみたいこと」



## 2: これからの緑の取組【2024-2028】(素案)に対する市民意見募集の結果(概要)

横浜みどりアップ計画【2024-2028】の策定に向け、素案に対して市民意見募集を行いました。

### ●実施方法

#### (1)アンケート方式

①個人:5,000人(住民基本台帳の満18歳以上の市民から無作為抽出)

②法人:5,000社(法人市民税課税台帳から無作為抽出)

#### (2)公募型自由記述方式

素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX

### ●意見募集期間

2022(令和4)年12月23日(金)から

2023(令和5)年1月31日(火)まで

### ●回収数(回収率)

#### (1)アンケート方式

①個人:1,281人(回収率25.6%)

②法人:939社(回収率18.8%)

#### (2)公募型自由記述方式

43通(意見総数:93件)

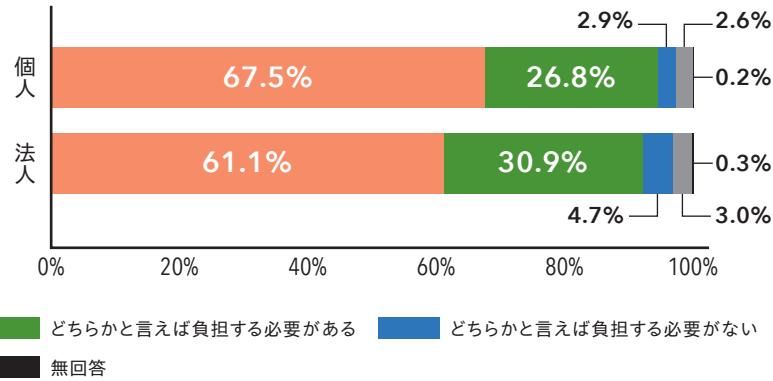
意見募集の結果は、市ホームページに掲載しています。

みどりアップ 2024-2028



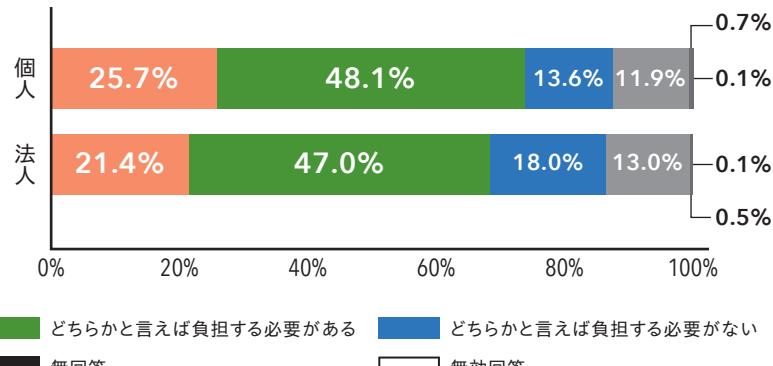
### 取組について

問1 2009(平成21)年度から進めている「横浜みどりアップ計画」の取組により、樹林地は減少傾向が鈍化している状況です。「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



### 取組に必要な財源について

問7 「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



### 3：横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」の推進に向け、市民参加の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の方への情報提供等を行うことを目的として、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が2009(平成21)年に設置され、2012(平成24)年からは横浜市附属機関設置条例に基づく附属機関に位置付けられています。

市民推進会議では、みどりアップ計画の取組の検証や現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌を発行し、横浜みどりアップ計画の取組を紹介しています。

#### (1) 委員構成

会議は、学識経験者(5名)、関係団体(5名)、町内会・自治会代表(1名)、公募市民(5名)、計16名により、構成されています。

報告書、広報誌は、市ホームページに掲載しています。

[みどりアップ 市民推進会議](#)



	氏名(敬称略)	役職等
座長	進士 五十八	東京農業大学名誉教授・元学長
副座長	内海 宏	(株)地域計画研究所代表取締役
	池島 祥文	横浜国立大学大学院准教授
	池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー
	石原 信也	横浜商工会議所産業振興部長
	今関 美津枝	よこはま緑の推進団体連絡協議会会长
	岩本 誠	三保市民の森愛護会会长
	奥井 奈都美	公募市民
	小野 英明	横浜農業協同組合組織部長
	国吉 純	公募市民
	関根 宏一	横浜市町内会連合会幹事
	高田 房枝	公募市民
	高橋 秀忠	公募市民
	野路 幸子	横浜市中央農業委員会委員
	村松 晶子	公募市民
	望月 正光	関東学院常務理事、関東学院大学名誉教授

2023年12月現在

## (2)市民推進会議からの評価・提案

### 「横浜みどりアップ計画 の評価・提案」の概要

#### 「計画の柱1：市民とともに次世代につなぐ森を育む」

- 土地所有者への働きかけが難しい状況が続く中、関係者を対象とした説明会を実施するなど、工夫しながら粘り強い働きかけを続けたことを評価します。
- 森を訪れる市民が増えた一方、利用マナーが新たな課題となっています。「横浜の森ファン」を増やすことは、市民に森との関わり方を知っていただくためにも重要であるため、引き続き、様々な発信の方法を検討しながら、子どもをはじめ、多くの市民に森の楽しみを伝えていくことを期待します。

#### 「計画の柱2：市民が身近に農を感じる場をつくる」

- 水田保全の取組により市内の水田面積の約9割が保全されていることを高く評価しますが、今後は担い手の高齢化などの課題に対応する仕組みなど、水田景観が末永く維持管理できる方法を検討してください。
- 横浜の市民力を生かし、身近な場所で農を楽しみながら農を支援する取組をさらに進めてください。
- 地域に密着した地産地消の取組が増えることを期待します。また子どもから高齢者まで、あらゆる世代で地産地消が展開されるよう、新しいニーズに応じた支援を期待します。

#### 「計画の柱3：市民が実感できる緑や花をつくる」

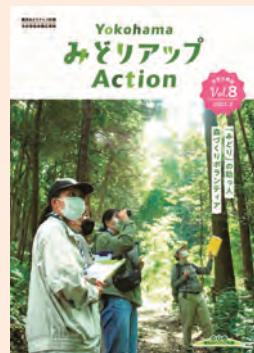
- 緑や花に親しむ取組では、地域緑のまちづくりをはじめ、地域活動による緑の取組が着実に広がっています。また、各区で市民・企業等と連携した様々な取組が進められ、緑や花への関心や市民参加が全市的に広がっており、緑あふれる魅力的なまちづくりに欠かせない市民力が育まれています。
- 横浜で開催される2027年国際園芸博覧会を、市民力をいかした横浜ならではの緑や花の取組を示す機会と捉えながら、これまでの成果や課題を踏まえ、緑や花の取組が今後も充実・発展していくことを期待しています。

#### 「効果的な広報の展開」

- X(旧 Twitter)による情報発信の回数も多く、話題も多種多様であり、繰り返し広報することは認知度向上に効果的と考えますので、引き続き取り組むことを期待します。
- みどりアップ計画の広報の事例や実績は積みあがってきており、今後は、2027年国際園芸博覧会関連イベントなどを利用し、市内外に向けた広報も検討してください。

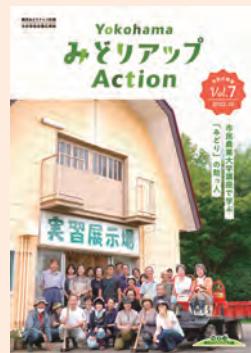
## 市民推進会議広報誌 みどりアップ Action

2009(平成21)年度より、市民推進会議広報・見える化部会では、広報誌を発行してきました。2019(令和元)年度からは、「みどりアップAction」として、みどりアップの現場を市民目線でレポートし、その場へ「行ってみよう」「見つけてみよう」と思えるような緑の魅力を伝えています。



Vol.8 2023年2月発行

「みどり」の助っ人  
森づくりボランティア



Vol.7 2022年10月発行

市民農業大学講座で学ぶ  
「みどり」の助っ人



Vol.6 2022年2月発行

みどりがつなぐ  
活動のバトン



Vol.5 2021年11月発行

農園付公園に  
行ってみよう



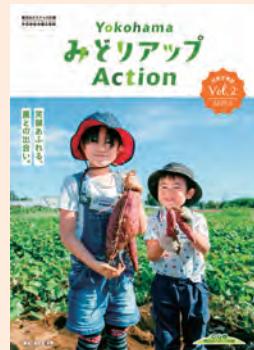
Vol.4 2021年3月発行

森と過ごす  
幸せな時間



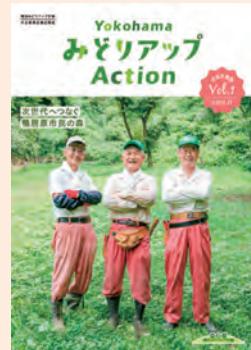
Vol.3 2021年2月発行

花がとりもつ  
人との出会い



Vol.2 2020年2月発行

笑顔あふれる  
農との出会い



Vol.1 2019年11月発行

次世代へつなぐ  
鴨居原市民の森

## 4：横浜市税制調査会からの答申について

横浜みどり税の取扱いについて、横浜市税制調査会に税財政の専門的見地から検討をしていただき、2023(令和5)年10月に答申「令和5年度横浜市税制調査会答申－令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて－」をいただきました。

### (1) 答申の概要

次頁参照

### (2) 検討の経過

日程	主な議題等
令和4年11月21日	「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」の現状等について
令和5年3月29日	「これからの緑の取組[2024-2028](素案)」等について
令和5年8月18日	1. 横浜市のこれまでのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振り返りについて 2. 横浜市の財政状況及び行政改革の取組状況について
令和5年9月20日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(みどり税充当事業全般)
令和5年10月2日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(樹林地保全の状況等及び次期税制案)
令和5年10月23日	「これからの緑の取組[2024-2028](原案)」について(樹林地の指定・買取りの財源構成等)
令和5年10月31日	【答申】令和5年度横浜市税制調査会答申

### (3) 横浜市税制調査会 委員(敬称略)

	氏名	所属等
座長	青木 宗明	神奈川大学 経営学部教授
	上村 雄彦	横浜市立大学 国際教養学部教授
	柏木 恵	キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
	川端 康之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
	柴 由花	相模女子大学 現代マネジメント学部教授
	望月 正光	関東学院常務理事、関東学院大学名誉教授

2023年10月現在

# 「令和5年度横浜市税制調査会答申 -令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて-」(概要)

## 第1章 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係、  
財源構成及び横浜みどり税の評価・検証の枠組み等について確認を行った。

### (1) 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の関係

- ・都市化が進む横浜市で市内の緑を守るために、法定税の標準税率による収税ではまかなえない規模の事業を実施する必要があるため、その財源として導入されたのが横浜みどり税である。
- ・横浜みどり税の使途の検討にあたっては、市民に広く追加的な負担を求める以上、最終的に市民の共有財産になるものに使われることが相応しい。
- ・横浜みどり税については、横浜市みどり基金を設置し、計画外の事業に流用されないよう、完全に区分経理される仕組みになっている。

### (2) 横浜みどりアップ計画の全体像と財源構成

- ・緑地保全制度による指定・市による買取りが横浜みどりアップ計画の根幹であり、横浜みどり税にとっても根幹となる使途である。
- ・横浜市みどり基金は、機動的な買取り対応のための一定程度の残高を保有すべき。
- ・樹林地買取りは将来世代に受益が及ぶため、市債活用による世代間の負担の平準化を図ることは理解できるが、将来的には樹林地買取りに伴う公債費の取扱いについても、検討する必要がある。

### (3) 横浜みどりアップ計画と横浜みどり税の評価・検証の枠組み

- ・横浜みどりアップ計画市民推進会議は、横浜みどり税の使途や充当事業の効果等について、市民が意見を述べられる機会が必要との考えの下で設置されたもの。
- ・税制調査会は税財政の見地から、市民推進会議は市民の立場からチェックを行っている。

## 第2章 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック

次期計画原案について、みどり税充当事業を中心に検証を行った。

特に、根幹事業である緑地保全制度による指定拡大及び市による樹林地の買取りについて注意深く審議し、それらの内容について概ね妥当であることを確認した。

### (1) 緑地保全制度による指定の拡大及び樹林地の買取り

- ・ 緑地保全制度による新規指定等の面積は、直近4か年で144.8haであり、確実に指定面積が増加している。
- ・ 緑地保全制度に基づく買入れ申し出に対しては、原則全て買取りに対応。横浜みどり税という安定的な財源により買入れ申し出に着実に対応できている。
- ・ 宅地開発による市内の緑の減少が続いていることから、緑地保全制度による指定が一定程度進捗している現在にあっても、取組の継続が求められる。
- ・ 今後も樹林地買取りに対応するための安定的な財源が必要である。

### 第3章 横浜みどり税を継続(第4期)することの是非(令和6年度～)

税制度については、課税手法・課税期間等について、現行の形を継続するのが妥当と判断した。

横浜みどり税と、森林環境税及び水源環境保全税は、

課税の趣旨・目的及び使途がまったく異なり、二重課税には当たらない。

#### 第4期の横浜みどり税に向けた課税制度の確認

課税手法	・横浜市が必要とするみどりの維持・保全の必要水準は、一般財源でまかなうべき全国標準の行政水準を大きく超えていることから、引き続き市民税(個人・法人) 均等割への超過課税とすることは妥当である。
課税期間	・定期的に課税制度や政策効果の検証が必要であり、時限制度として、課税期間は5年間とすべき。
税率	・次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額は、5年間で約142億円と確認した。 ・全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額になる。

・固定資産税等の軽減措置については、制度の継続を全否定するものではないが、定期的な検証の目が向けられるべきである。

## 5 : データ集

### 柱1

- ・緑地保全制度による指定対象地の総量と指定状況(2022(令和4)年度末時点)
- ・山林の減少面積推移
- ・市民の森とふれあいの樹林の開園数推移
- ・樹林地における保全管理計画の策定か所数推移(2014(平成26)年度から実施)

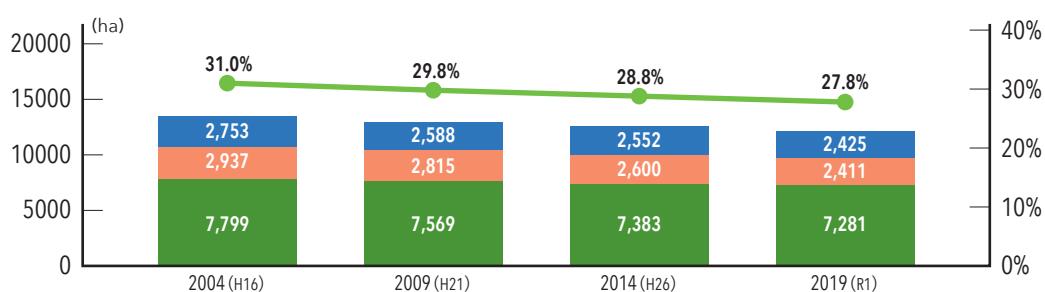
### 柱2

- ・市民農園等の開園数

### 柱3

- ・子どもを育む空間での緑の創出、公共施設・公有地等での緑の創出

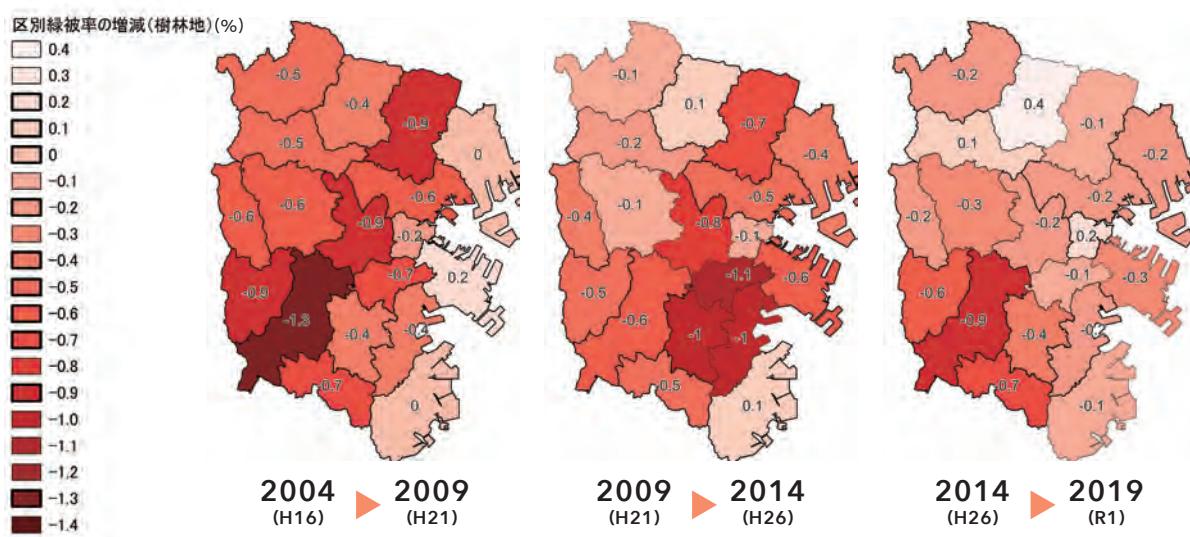
### ■ 緑被率と緑被地面積の推移



※緑被率は300m以上のまとまりのある緑(樹林地・農地・草地)を目視判読し、市域に占める割合を算定。

※緑被率の推移は調査年度によって精度が異なるため、おおまかな傾向としてとらえるもの。

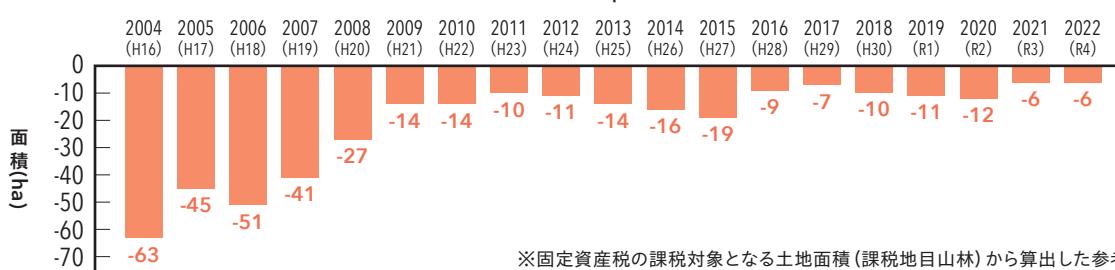
### ■ 緑被率の増減率推移(区別)



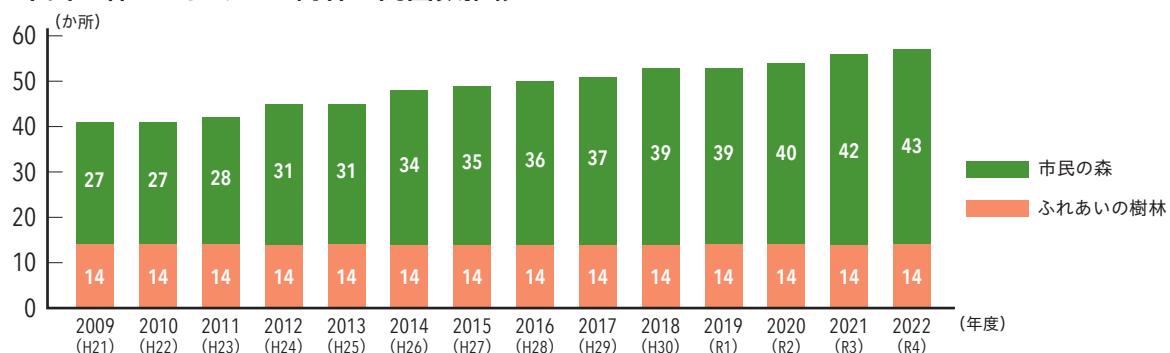
### ■ 緑地保全制度による指定対象地の総量と指定状況(2022(令和4)年度末時点)



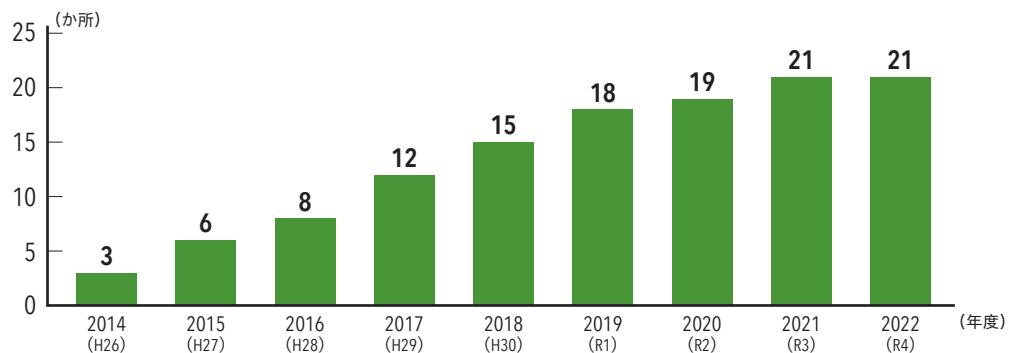
### ■ 山林の減少面積推移



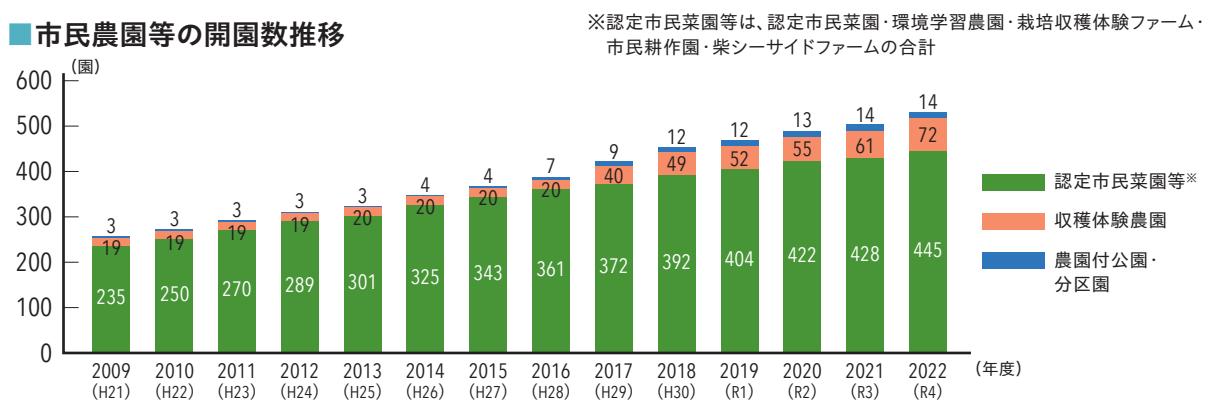
### ■市民の森とふれあいの樹林の開園数推移



### ■樹林地における保全管理計画の策定か所数推移(2014(平成26)年度から実施)

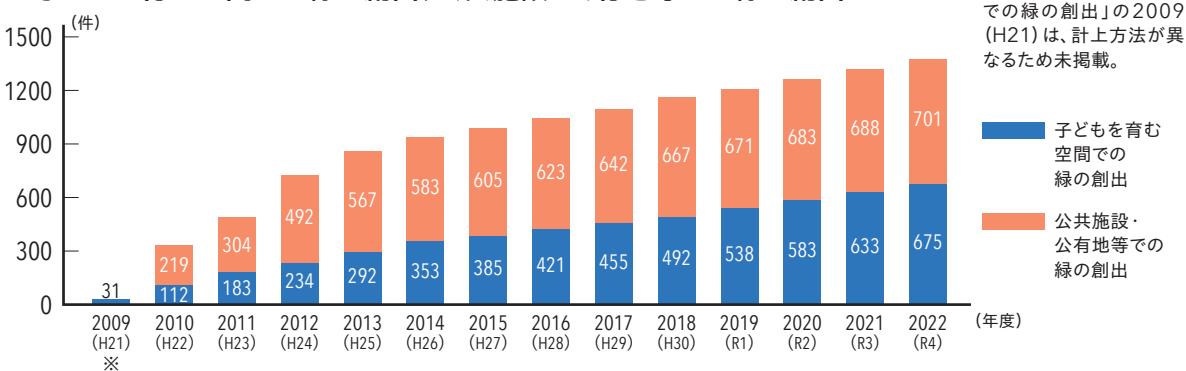


### ■市民農園等の開園数推移



※認定市民菜園等は、認定市民菜園・環境学習農園・栽培収穫体験ファーム・市民耕作園・柴シーサイドファームの合計

### ■子どもを育む空間での緑の創出、公共施設・公有地等での緑の創出



※「公共施設・公有地等での緑の創出」の2009 (H21)は、計上方法が異なるため未掲載。



令和5年12月15日  
政策・総務・財政委員会  
配付資料局  
財政

## 市第48号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

横浜みどり税条例による市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の軽減措置を適用する期間を延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。

### 1 今回の条例改正の考え方

#### (1) 条例改正の提案趣旨

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するためには、引き続き「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」による緑の保全・創出に係る取組を進める必要があります。

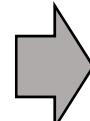
そのため、一般的な市町村における標準的な税負担を超える施策である民有樹林地の買取り等、緑の取組の財源の一部となる横浜みどり税の課税期間を延長します。あわせて、市街地等の綠化誘導や良好な農景観の保全を図るため、固定資産税等の軽減措置の適用期間の延長を行います。

#### (2) 課税手法・課税期間について

課税手法については、緑の保全・創出による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいるため、引き続き、個人市民税及び法人市民税の均等割の超過課税とします(納税義務者は個人市民税及び法人市民税に係る均等割の納税義務者)。

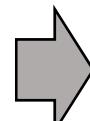
課税期間については、「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」と同じ5年間とします。

現 行
平成21年度分から令和5年度分までの個人市民税



改正案
平成21年度分から <b>令和10年度分</b> までの個人市民税

現 行
平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税



改正案
平成21年4月1日から <b>令和11年3月31日</b> までの間に開始する事業年度に係る法人市民税

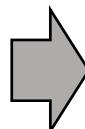
### (3) 税率について

令和6年度以降の施策である「横浜みどりアップ計画[2024-2028](案)」の事業費に充てる財源のうち、横浜みどり税の必要財源額である約142億円を確保するため、現行税率と同様に、個人は年間900円・法人は年間均等割額の9%相当額とします。

### (4) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置について

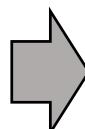
緑化基準を超える緑化に対する固定資産税等の軽減措置及び宅地内の農業用施設用地に対して課する固定資産税等の軽減措置については、緑の保全・創出の観点から、引き続き緑地や農地の維持管理の負担軽減を図る必要があるため、軽減措置の対象となる契約締結期間を5年間延長します。

現 行
緑化基準を超えて緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を平成21年4月1日から令和5年12月31日までの間に締結した場合



改正案
緑化基準を超えて緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を平成21年4月1日から <u>令和10年12月31日</u> までの間に締結した場合

現 行
住宅敷地内等にある農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から令和5年12月31日までの間に締結した場合



改正案
住宅敷地内等にある農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から <u>令和10年12月31日</u> までの間に締結した場合

## 2 横浜みどり税条例改正後の概要

項目	内容																																																	
目的(第1条)	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定める。																																																	
課税手法 (第2・3条)	個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税																																																	
課税期間 (第2・3条)	<input type="radio"/> 個人 平成21年度分から <u>令和10年度分まで</u> <input type="radio"/> 法人 平成21年4月1日から <u>令和11年3月31日</u> までの間に開始する事業年度																																																	
横浜みどり税関係 税率 (第2・3条)	<input type="radio"/> 個人 年間 900 円上乗せ <input type="radio"/> 法人 年間均等割額の9%相当額 (4,500~270,000円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準税率等</th> <th>横浜みどり税分（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,500円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">均等割税率</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> <th>横浜みどり税分（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率等	横浜みどり税分（参考）	3,500円	900円	法人の区分		均等割税率		資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分（参考）	1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円	50人超	120,000円	10,800円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円	50人超	150,000円	13,500円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円	50人超	400,000円	36,000円	10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	1,750,000円	157,500円	50億円超	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	3,000,000円	270,000円	
標準税率等	横浜みどり税分（参考）																																																	
3,500円	900円																																																	
法人の区分		均等割税率																																																
資本金等の額	従業者数	標準税率	横浜みどり税分（参考）																																															
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円																																															
	50人超	120,000円	10,800円																																															
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円																																															
	50人超	150,000円	13,500円																																															
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円																																															
	50人超	400,000円	36,000円																																															
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円																																															
	50人超	1,750,000円	157,500円																																															
50億円超	50人以下	410,000円	36,900円																																															
	50人超	3,000,000円	270,000円																																															
基金 (第4条)	横浜みどり税の税収相当額を、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てる。																																																	
の 固定資産税等 の 軽減措置等 の 軽減措置等	特定緑化部分に対する特例 (第5条関係)	敷地面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から <u>令和10年12月31日</u> までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する。																																																
	農業用施設用地に対する特例 (第6条関係)	1,000 m <sup>2</sup> 以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年間耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から <u>令和10年12月31日</u> までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。																																																

※太字下線部分は、今回の改正案の対象部分です。



## 横浜みどりアップ計画[2024-2028]（案）事業費一覧

○ 以下の表のうち、横浜みどり税を活用して実施する事業は、標準的な行政水準（横浜みどり税導入前）を超えた規模・内容の事業。

(単位:億円)

柱	事業	取組	5か年事業費	国費	市債	一般財源	うち みどり税
柱1 次世代市民とともに森を育む	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	(1)緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	252	60	133	59	37
	事業② 良好的な森の育成	(1)森の多様な機能に着目した森づくりの推進	38	-	-	38	38
		(2)指定した樹林地における維持管理の支援	8	-	-	8	8
	事業③ 森に関わる多様な機会の創出	(1)森づくりを担う人材の育成	0.8	-	-	0.8	0.8
		(2)森づくり活動団体への支援	0.4	-	-	0.4	0.4
		(3)森に関わるきっかけづくり	3	-	-	3	1
		(4)森の多様な楽しみづくり	0.3	-	-	0.3	0.3
			小計	303	60	133	110
							86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	事業① 良好的な農景観の保全	(1)水田の保全	5	-	-	5	2
		(2)特定農業用施設保全契約の締結	0.1	-	-	0.1	-
		(3)農景観を良好に維持する活動の支援	5	-	-	5	0.7
		(4)多様な主体による農地の利用促進	0.9	-	-	0.9	0.9
	事業② 農とふれあう場づくり	(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	18	-	12	7	7
		(2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進	2	-	-	2	-
	事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	(1)地産地消にふれる機会の拡大	2	-	-	2	-
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	(1)地産地消を広げる人材の育成・支援	0.3	-	-	0.3	-
		(2)市民や企業等との連携	0.4	-	-	0.4	-
			小計	34	-	12	23
							10

柱	事業	取組	5か年 事業費	国費	市債	一般財源	うち みどり税
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	事業① まちなかでの緑の創出・育成	(1)シンボル的な緑の創出・育成	8	0.5	6	2	1
		(2)街路樹による良好な景観づくり	23	-	-	23	23
		(3)公開性のある緑空間の創出支援	1	-	-	1	0.9
		(4)建築物緑化保全契約の締結	0.04	-	-	0.04	-
		(5)名木古木の保存	0.9	-	-	0.9	0.8
	事業② 緑や花があふれる地域づくり	(1)地域緑のまちづくり	5	-	-	5	5
		(2)地域に根差した緑や花の楽しみづくり	6	-	-	6	-
		(3)人生記念樹の配布	1	-	-	1	0.6
	事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	(1)保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	4	-	-	4	0.8
	事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	(1)都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	27	-	-	27	14
			小計	77	0.5	6	71
							46
広報効果的な 展開	事業① 市民の理解を広げる広報の展開	(1)計画の周知や実績報告	0.8	-	-	0.8	-
		小計	0.8	-	-	0.8	-
合 計			415	60	150	204	142

※ 事業ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。